

# 第3期

## 中能登町子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度



みんなで育む  
こどもが主人公のまち



令和7年4月

中能登町



## はじめに

我が国においては、急速な少子化の進展や共働き・共育て家庭の増加等により、こどもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子育てに不安や孤立感を抱える家庭も少なくありません。また、児童虐待やこどもの貧困、いじめ、不登校など、深刻な問題も顕在化しています。こうした状況の中で、こどもの健やかな育ちと子育てを、地域全体で支援していくことが一層求められています。



本町では、平成27年3月に「中能登町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援の充実に取り組み、安心してこどもを生き育てることができる環境づくりに努めて参りました。

このたび、第2期の計画期間が終了することに伴い、「第3期中能登町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。本計画では、「みんなで育む こどもが主人公のまち」を基本理念に掲げ、すべてのこどもが健やかに成長し、誰一人として取り残されることのない地域社会の実現を目指しています。そのために、行政、関係機関、そして地域が一体となって、こどもと子育て家庭を温かく支え合いながら、理念の実現に向けて取り組んで参りたいと考えていますので、今度とも皆様のご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました中能登町子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、WEBアンケートやパブリックコメントを通じて貴重な意見をお寄せくださいました皆様、そして関係各位に心から厚くお礼を申し上げます。

令和7年4月

中能登町長 **宮下 為幸**



# 目次

第1章 計画について	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
第2章 こどもや子育てを取り巻く状況	5
1 統計からみえる状況	6
2 アンケート結果からみえる状況	15
3 中能登町の子育てにおける課題	23
第3章 計画の基本的な考え方	25
1 計画の基本理念	26
2 基本目標	27
3 計画の基本体系	28
第4章 施策の展開	29
基本目標1 すべてのこどもの権利が守られる地域づくり	30
(1) こどもの権利の保障と意見反映	30
(2) 多様な居場所の確保	31
(3) ひとり親家庭の自立支援の推進	32
(4) 障がいのあるこどもに対する支援の充実	33
(5) 児童虐待の防止とヤングケアラーへの支援	34
(6) こどもの貧困対策	35
基本目標2 親子の健康と生活を支える体制づくり	36
(1) 相談支援体制の充実	36
(2) 親子の健康の確保	37
(3) 食育の推進	40
(4) 保育サービスの充実	41
(5) こどもの心身の健康づくり	42
基本目標3 安心して子育てができる環境づくり	43
(1) 経済的な支援の充実	43
(2) 仕事と子育ての両立の推進	44
(3) 学校・家庭・地域の連携・協働の推進	45
(4) こどもの安全確保のための活動の推進	47
(5) 安全対策の推進	48
第5章 子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと確保内容	49
1 区域の設定	50
2 幼児期の教育・保育（量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期）	51
3 地域子ども・子育て支援事業について	53
4 学校教育・保育の一体的な提供と体制の確保	60
5 子育てのための施設利用給付の円滑の実施の確保	60
第6章 計画の推進について	61
1 計画の推進体制	62
2 計画の進行管理	63
資料編	65



# 第1章 計画について

# 1 計画策定の趣旨

平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」が施行され、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等、地域の子ども・子育て支援が総合的に推進されています。待機児童に関する施策も推進されており、令和2年12月に閣議決定された「新子育て安心プラン」では、保育の受け皿整備の拡大や魅力向上を通じた保育士の確保等に取り組むこととしています。一方で、少子化の進行や人口減少は歯止めがかかっておらず、令和4年度には児童虐待相談や不登校の件数が過去最多となるなど、こどもを取り巻く状況は深刻なものとなっています。

こうした状況を踏まえ、令和5年度以降、「こども家庭庁」の発足や「こども基本法」の施行、「こども大綱」の閣議決定等、常にこども目線で国や社会がどうすれば良いかを考え支えることで、すべてのこどもが幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す方向性が示されました。令和6年度には、「児童福祉法」や「子ども・子育て支援法」が改正され、子育て家庭への支援の拡充や体制強化が進められています。

中能登町（以下「本町」という。）においては、平成27年3月に「中能登町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、2期にわたって、その計画的な推進に取り組んできました。

令和6年度に「第2期中能登町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が満了となることに伴い、近年の社会情勢や本町のこどもや子育て環境を取り巻く現状、計画の進捗状況等を踏まえた見直しを行い、本町の子ども・子育て支援に関する施策を総合的・計画的に推進するための指針として、「第3期中能登町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

## ■ 「こども」の表記について

本計画では、国の推奨により、法律名・事業名等を除いてひらがな表記の「こども」と表記しています。

## ■ 「障がい」の表記について

本計画では、法律名・事業名等を除いてひらがな表記の「障がい」と「がい」をひらがなで表記しています。

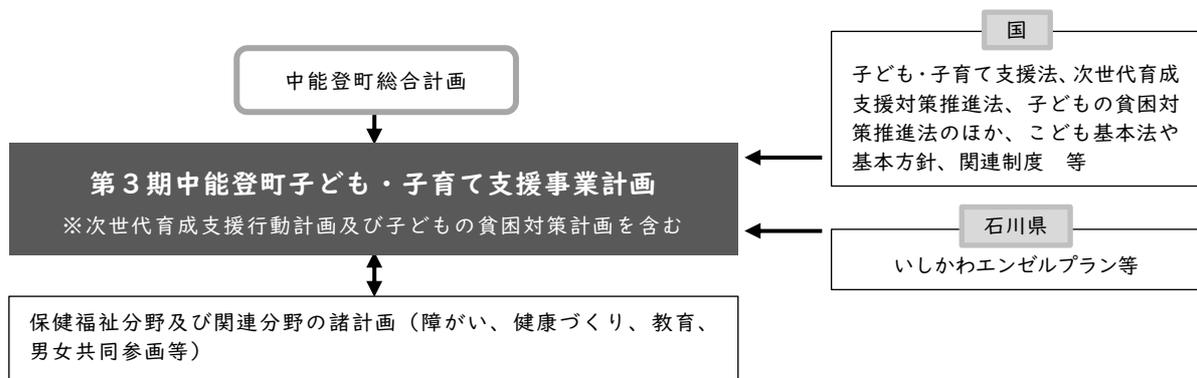
## 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく法定計画として策定するものであり、本町における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実に向けた計画を定めるものです。

### 【子ども・子育て支援法（第61条抜粋）】

市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

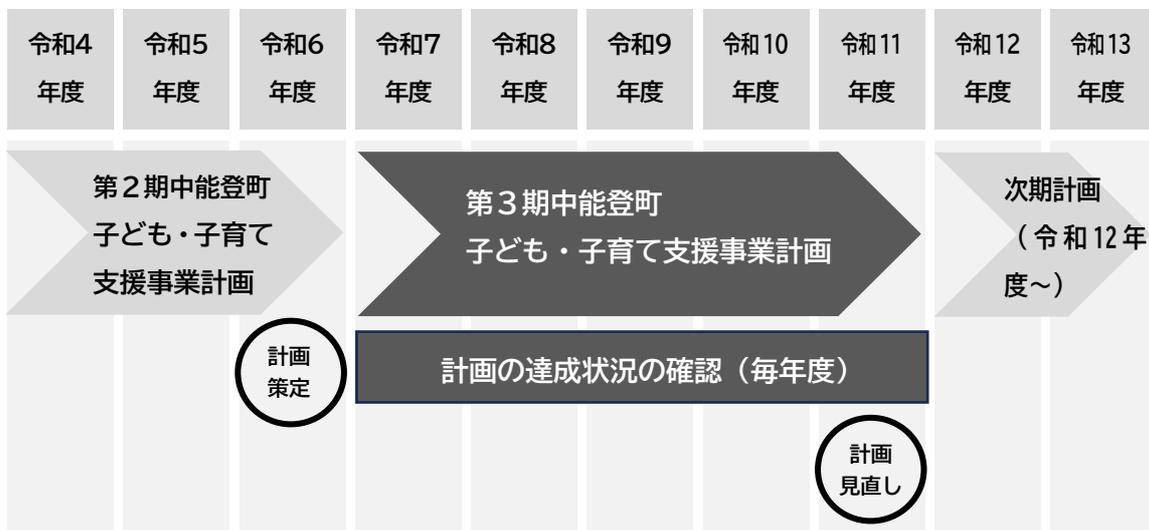
なお、本計画の策定にあたっては、上位計画である「中能登町総合計画」や、その他関連計画と整合性を持ったものとして定めています。

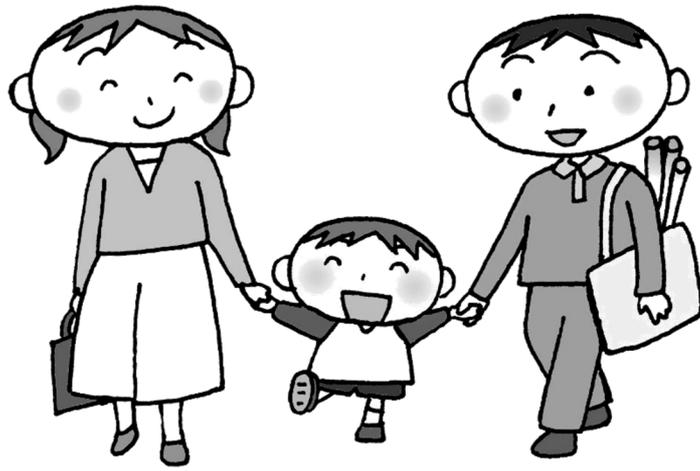


## 3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

また、毎年度、計画の達成状況の確認を行い、計画最終年度である令和11年度には、計画の見直しを行います。その結果については、町の公式ホームページを通じて公表します。





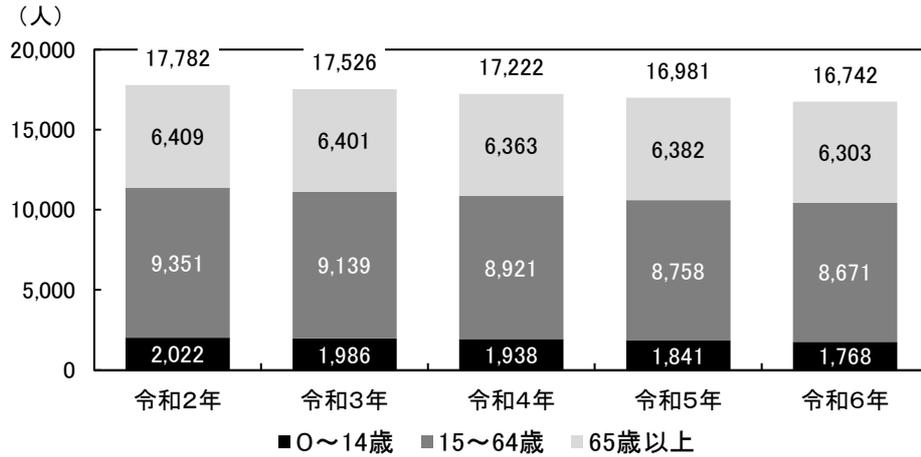
## 第2章 こどもや子育てを取り巻く状況

# 1 統計からみえる状況

## (1) 人口・世帯数の推移

### ◇ 人口の推移

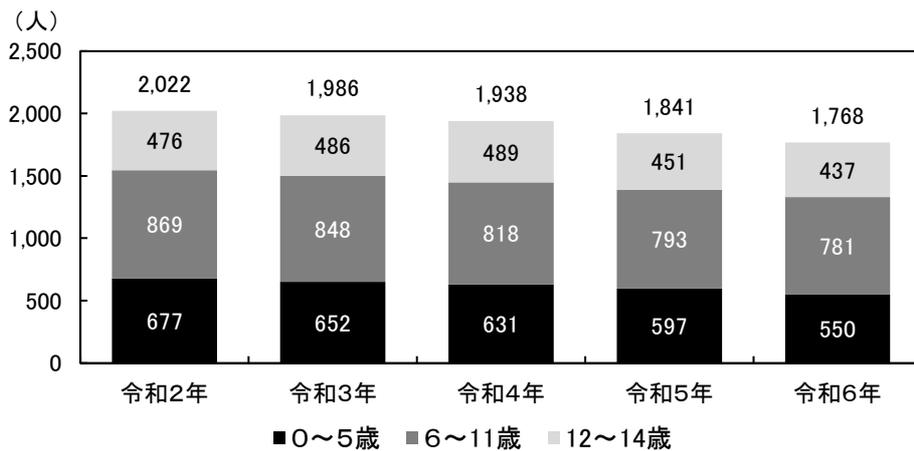
本町の総人口の推移をみると、年々減少傾向にあり、令和6年では16,742人となっています。年齢3区分別にみると、すべての年代において減少傾向にあり、人口減少が進んでいることが伺えます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

### ◇ 年少人口(0～14歳)の推移

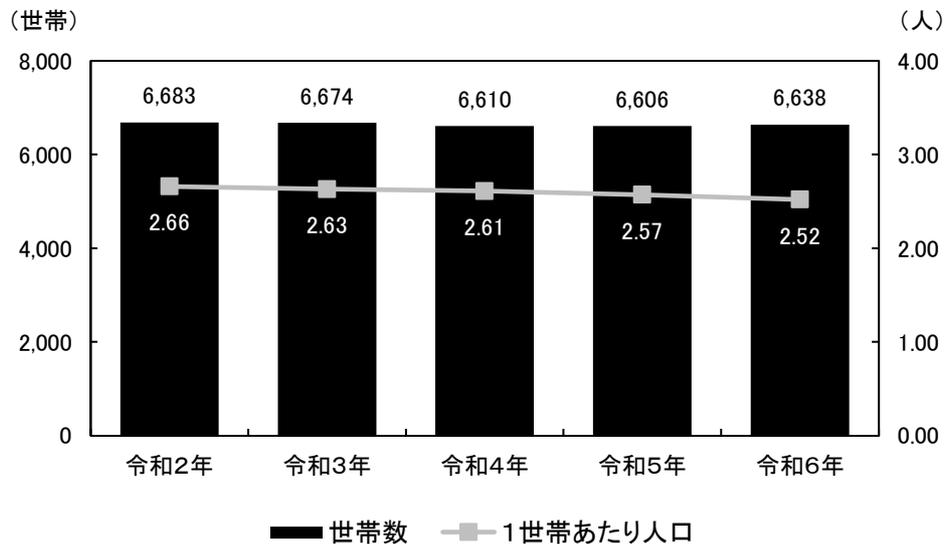
年少人口（0～14歳）の推移をみると、「0～5歳」、「6～11歳」、「12～14歳」のいずれも減少傾向にあります。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## ◇ 世帯数の推移

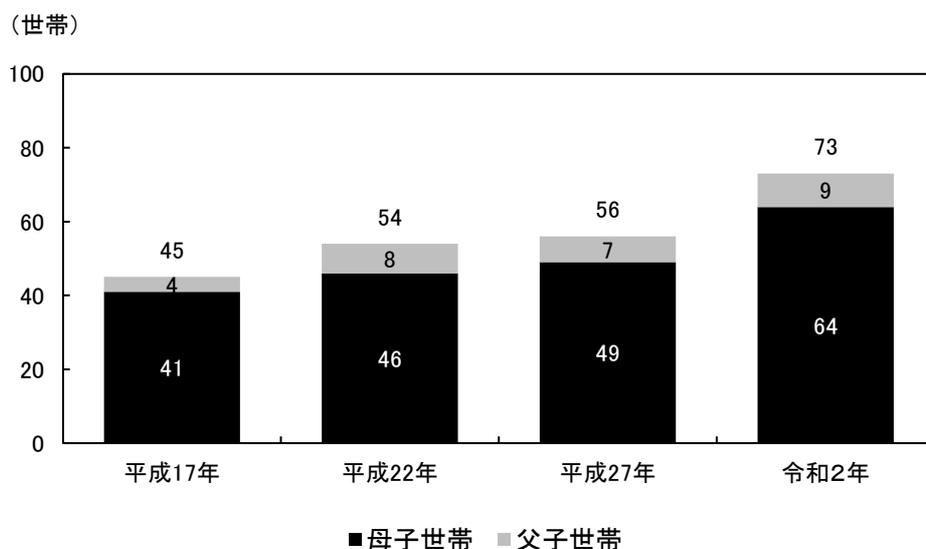
世帯数の推移をみると、令和5年まで減少傾向にありましたが、令和6年に増加し、6,638世帯となっています。1世帯あたり人口は年々減少傾向で、令和6年では2.52人となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## ◇ ひとり親世帯数の推移

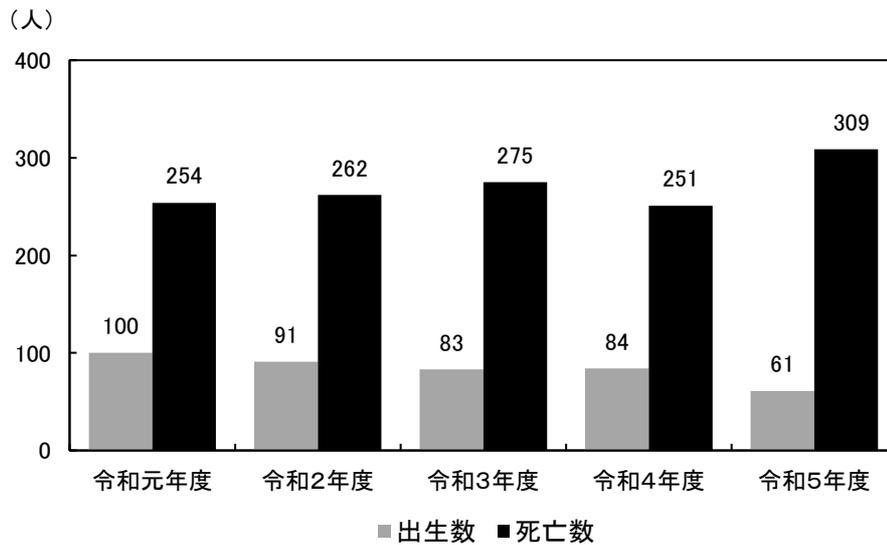
ひとり親世帯数の推移をみると、平成17年以降年々増加傾向にあり、令和2年では、73世帯となっています。令和2年と平成27年を比較すると、年々母子世帯が大幅に増加しており、49世帯から64世帯となっています。



資料：国勢調査

## ◇ 出生数及び死亡数の推移

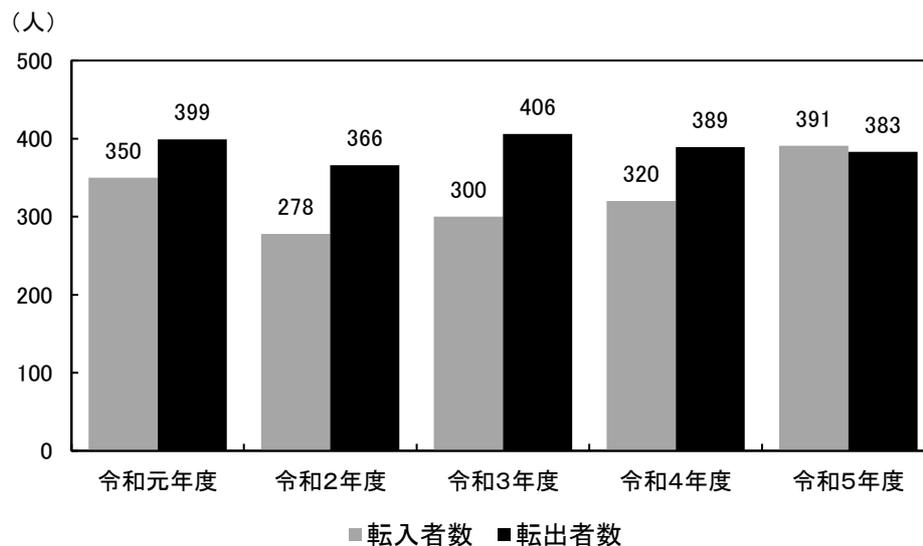
出生数の推移をみると、令和元年度以降減少傾向にあり、令和5年度では61人となっています。死亡数については、増減を繰り返しており、令和5年度では309人となっています。



資料：住民基本台帳（各年度3月31日現在）

## ◇ 転入・転出者数の推移

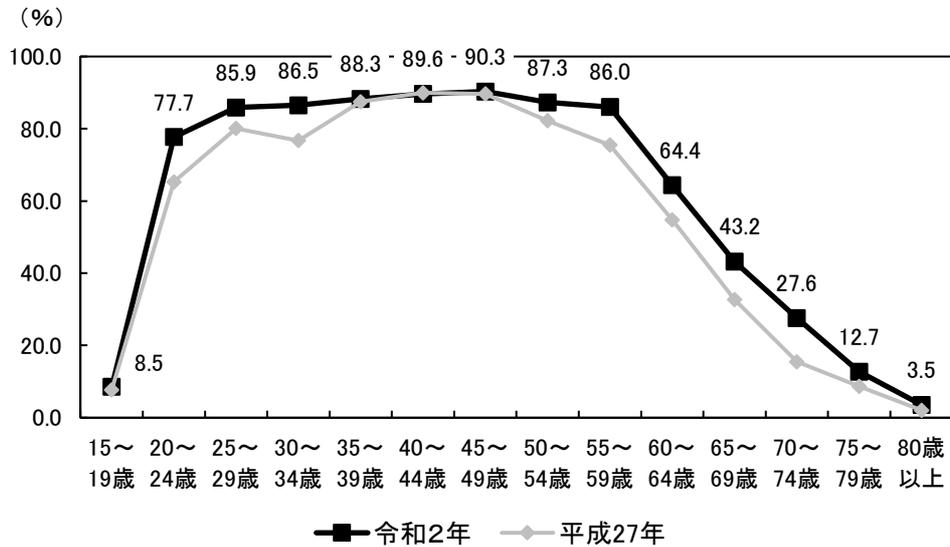
転入者数の推移をみると、令和2年度以降増加傾向にあり、令和5年度では391人となっています。転出者数については、増減を繰り返しており、令和5年度では383人となっています。



資料：住民基本台帳（各年度3月31日現在）

## (2) 女性の就労状況

女性の就業率を年齢階層別にみると、令和2年では25～59歳で80%以上となっています。平成27年と比較すると、20～34歳と50～79歳の就業率が上昇しています。

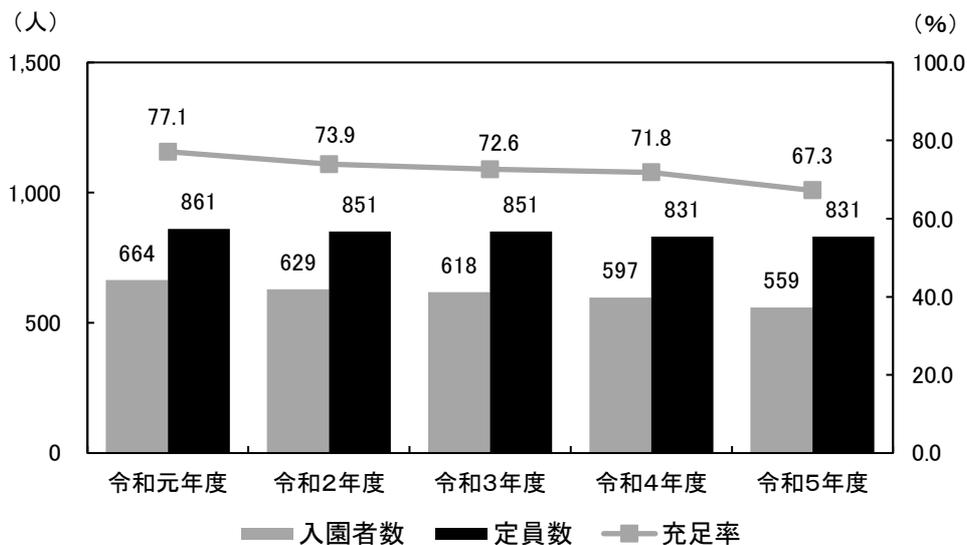


資料：国勢調査

## (3) 保育園・学校の状況

### ◇ 保育園の状況

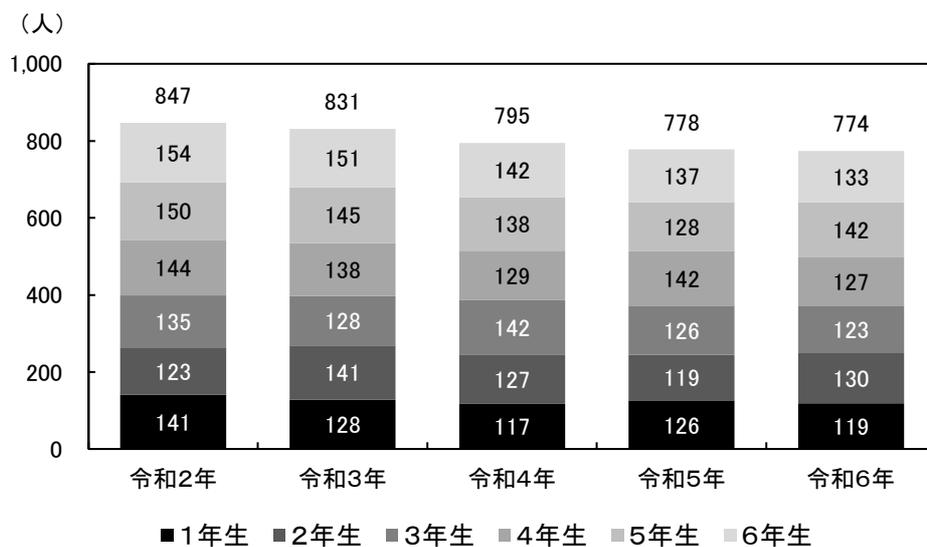
保育園の状況を見ると、入園者数は、令和元年度以降年々減少傾向にあり、令和5年度は559人となっています。充足率についても80%以内に収まっており、令和5年度では67.3%となっています。



資料：健康保険課（各年度3月31日現在）

## ◇ 小学校の状況

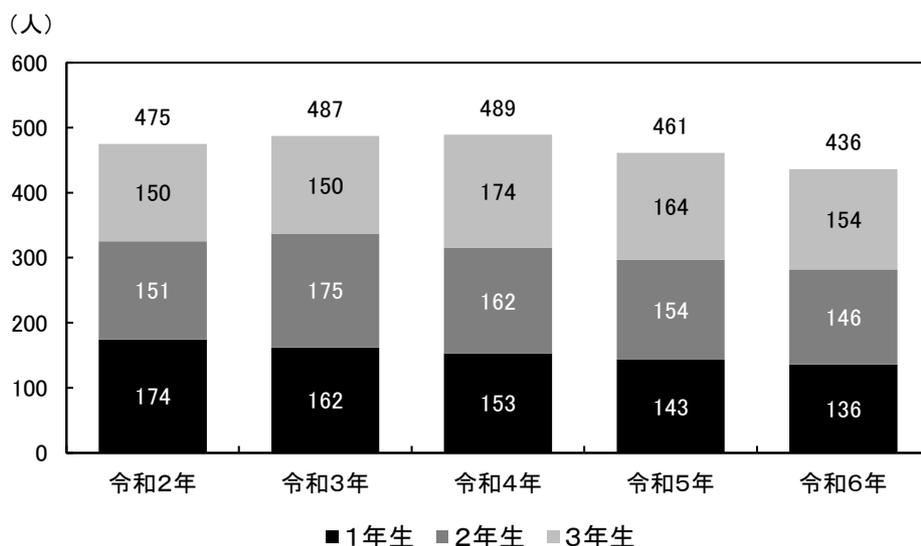
小学校の状況を見ると、児童数の総数については年々減少傾向にあり、令和6年では774人となっています。



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

## ◇ 中学校の状況

中学校の状況を見ると、生徒数の総数については令和4年以降減少傾向にあり、令和6年では436人となっています。



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

## (4) 保育事業の状況

### ◇ 延長保育の状況

延長保育の状況をみると、町内すべての保育園・認定こども園で実施しており、延べ利用者数については減少傾向にあります。

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
たんぽぽ	人日	283	152	415	104	94
こすもす	人日	755	242	246	446	283
あおば	人日	772	572	588	586	464
つくし	人日	813	283	241	82	265
さくら	人日	1,530	467	152	419	419
とりやのの	人日	2,078	2,394	3,589	2,472	1,840
合計	人日	6,231	4,110	5,231	4,109	3,365

資料：健康保険課（各年度3月31日現在）

### ◇ 休日保育の状況

休日保育の状況をみると、現在町内1か所（とりやのの子ども園）で実施しており、利用者数については減少傾向にあります。

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人	18	13	10	6	0

資料：健康保険課（各年度3月31日現在）

### ◇ 病児保育の状況

病児保育の状況をみると、町内2か所（さくら保育園、とりやのの子ども園）で実施しており、病後児対応型では、延べ利用者数が令和元年度に2人、令和4年度に1人となっています。体調不良時対応型の延べ利用者数は、令和4年度がピークとなっています。

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
病後児対応型	人日	2	0	0	1	0
体調不良児対応型	人日	160	26	23	285	89

資料：健康保険課（各年度3月31日現在）

### ◇ 一時預かりの状況

一時預かりの状況をみると、町内すべての保育園・認定こども園で実施しており、延べ利用者数については、令和3年度以降増加傾向にあり、令和5年度では167人となっています。

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人日	118	110	91	146	167

資料：健康保険課（各年度3月31日現在）

## ◇ 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブの状況をみると、町内3か所で実施しており、延べ利用者数については、令和2年度以降増加傾向にあります。

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
とりや	人日	15,340	12,655	11,877	12,262	15,972
かしま	人日	13,516	10,342	9,781	9,867	11,815
ろくせい	人日	5,664	4,384	6,896	7,857	8,907
合計	人日	34,520	27,381	28,554	29,986	36,694

資料：健康保険課（各年度3月31日現在）

## ◇ 児童館の状況

児童館の状況をみると、町内4か所で実施しており、延べ利用者数については増減を繰り返しながら推移し、令和5年度では9,287人となっています。

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人日	6,919	3,074	6,042	5,913	9,287
施設数	か所	4	4	4	4	4

資料：健康保険課（各年度3月31日現在）

## ◇ 子育て支援センターの状況

子育て支援センターの状況をみると、町内6か所で実施しており、延べ利用者数については、令和3年度以降増加傾向にあります。

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
たんぼぼ	人日	55	49	12	28	82
こすもす	人日	83	78	21	39	81
あおば	人日	659	324	215	326	738
つくし	人日	77	31	24	18	47
さくら	人日	122	16	31	53	65
とりやのの	人日	2,234	1,449	1,130	1,240	1,844
合計	人日	3,230	1,947	1,433	1,704	2,857

資料：健康保険課（各年度3月31日現在）

## ◇ ファミリー・サポート・センターの状況

ファミリー・サポート・センターの状況をみると、延べ利用者数が、令和3年度に4人、令和4年度に5人、令和5年度に1人となっています。

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人日	0	0	4	5	1

資料：健康保険課（各年度3月31日現在）

## (5) 母子保健の状況

### ◇ 乳幼児健康診査の状況

乳幼児健康診査の状況をみると、毎年度、対象者に対し、個別通知での受診勧奨を実施し、高い受診率を維持しています。また、未受診者への再勧奨、状況の把握に努めています。

		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4か月児 健診	対象者数	人	88	107	87	78	81
	受診者数	人	88	105	86	77	81
1歳6か月児 健診	対象者数	人	112	93	100	100	81
	受診者数	人	109	93	100	98	81
3歳児健診	対象者数	人	97	162	95	106	115
	受診者数	人	93	160	94	105	103

資料：母子保健の主要指標（石川県健康福祉部）

### ◇ 訪問指導の状況

訪問指導の状況をみると、「妊婦」、「産婦」、「新生児」、「乳児」、「未熟児」、「幼児」、「学童」に対して産婦の健康状態や、こどもの発育・発達を確認し、指導を行いました。令和5年度では合計145人に対して訪問しました。

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊婦	人回	1	2	0	0	1
産婦	人回	99	119	110	82	71
新生児	人回	0	8	1	2	3
乳児	人回	85	86	96	76	65
未熟児	人回	17	8	5	3	3
幼児	人回	2	2	1	1	2
学童	人回	0	0	0	1	0
合計	人回	204	225	213	165	145

資料：母子保健の主要指標（石川県健康福祉部）

## ◇ う歯有病率の状況

う歯有病率の状況をみると、1歳6か月児健診では、県平均と比べ大きな差はありませんが、3歳児健診では、県平均を大きく上回る状況となっています。

		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1歳6か月児 健診	中能登町	%	0.0	0.0	0.0	1.0	1.2
	石川県	%	0.7	0.6	0.4	0.5	0.4
3歳児健診	中能登町	%	19.4	17.5	20.2	19.0	14.6
	石川県	%	12.2	10.4	9.3	8.5	7.1

資料：母子保健の主要指標（石川県健康福祉部）

## ◇ 乳幼児死亡率の状況

乳幼児死亡率の状況をみると、令和4年のみ乳児死亡率の実績があり、県の数値を上回る結果となりました。

		単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
乳児	中能登町	出生千対	0.0	0.0	0.0	13.2
	石川県	出生千対	2.0	1.7	1.5	1.8
新生児	中能登町	出生千対	0.0	0.0	0.0	0.0
	石川県	出生千対	1.3	0.8	0.7	0.6

		単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
周産期 (妊娠22週～ 出生後7日未満)	中能登町	出生千対	0.0	0.0	0.0	0.0
	石川県	出生千対	2.0	1.7	1.5	4.1

資料：健康づくりの指標（石川県能登中部保健福祉センター）

## 2 アンケート結果からみえる状況

### (1) 調査の目的

本計画を策定するための資料として、保育ニーズや中能登町の子育て支援サービスの利用状況・利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に、住民意向調査（アンケート調査）として実施しました。

### (2) 調査概要

項目	就学前児童調査	小学生児童調査
調査対象者	町内在住の「就学前児童」がいる世帯・保護者	町内在住の「小学生児童」がいる世帯・保護者
調査期間	令和6年12月23日（月） ～令和7年1月8日（水）	令和6年12月23日（月） ～令和7年1月8日（水）
調査方法	WEB回答	WEB回答
配布数	424件	570件
有効回収数	246件	335件
有効回収率	58.0%	58.8%

※ 有効回答者全員にPayPayポイント200ポイントを付与する旨を周知して実施（令和7年2月上旬 付与完了）。

### (3) 調査結果の見方

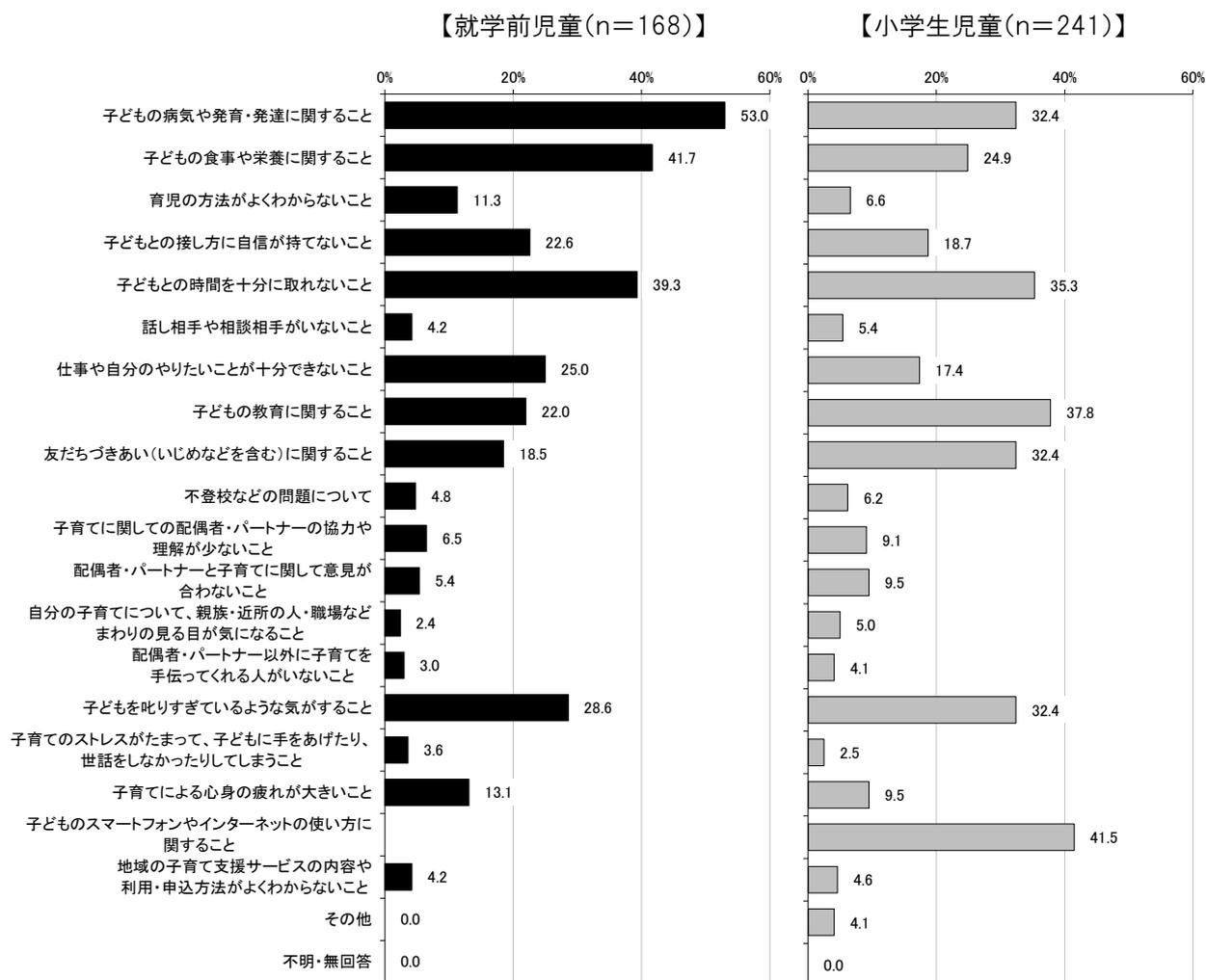
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本計画書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「n（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 本文中の設問の選択肢は簡略化しています。

## (4) 調査結果の概要

### ◇ 子育てに関する悩みや困っていること(子育てに不安や負担を感じている方のみ)

就学前児童では、「子どもの病気や発育・発達に関すること」が53.0%と最も高く、次いで「子どもの食事や栄養に関すること」が41.7%、「子どもとの時間を十分に取れないこと」が39.3%となっています。

小学生児童では、「子どものスマートフォンやインターネットの使い方に関すること」が41.5%と最も高く、次いで「子どもの教育に関すること」が37.8%、「子どもとの時間を十分に取れないこと」が35.3%となっています。

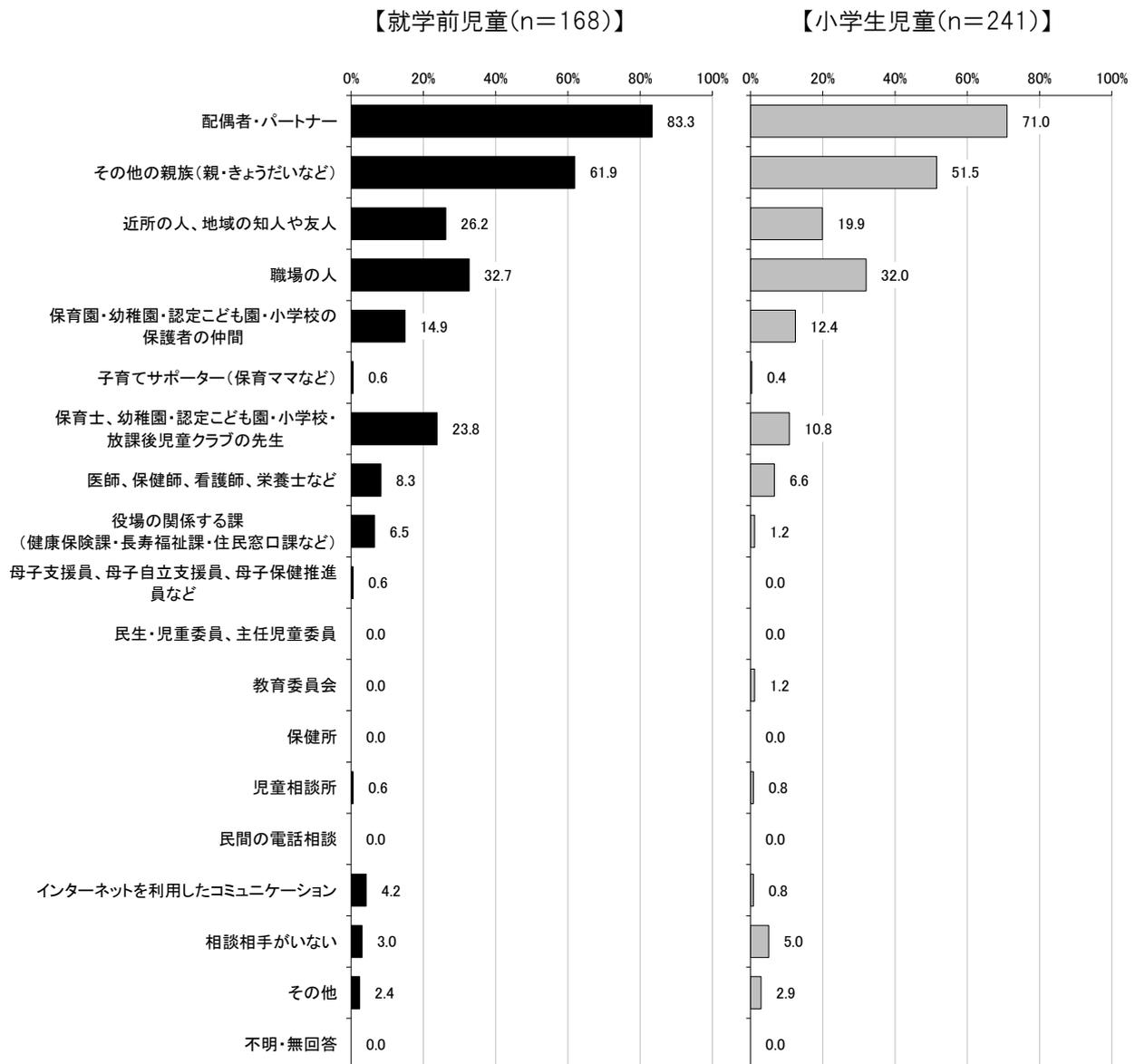


※ 「子どものスマートフォンやインターネットの使い方に関すること」という選択肢は小学生児童のみ

## ◇ 子育てに関する不安や悩みの相談先(子育てに不安や負担を感じている方のみ)

就学前児童では、「配偶者・パートナー」が83.3%と最も高く、次いで「その他の親族(親・きょうだいなど)」が61.9%、「職場の人」が32.7%となっています。

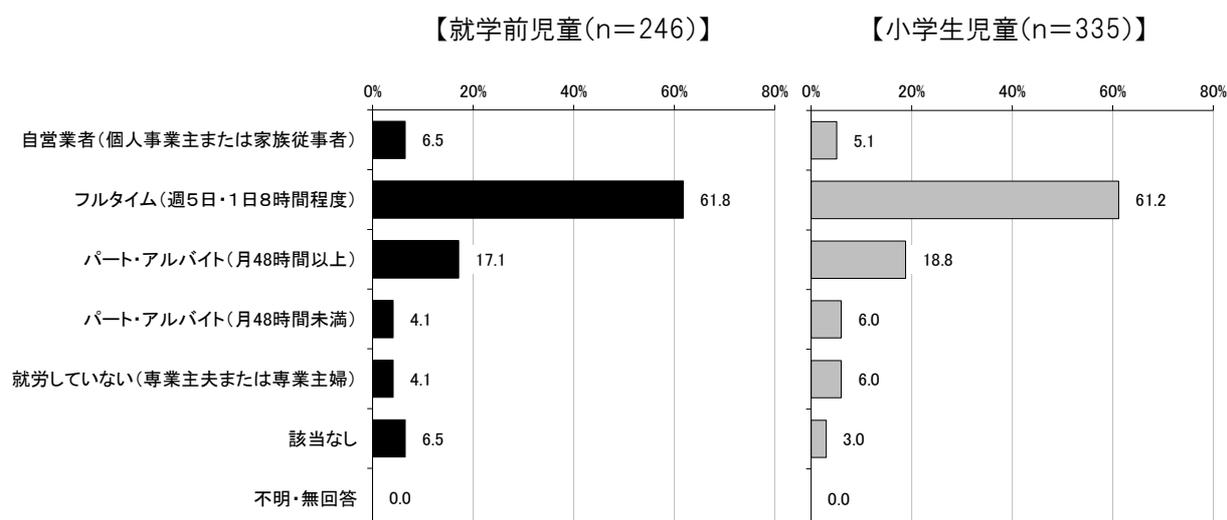
小学生児童では、「配偶者・パートナー」が71.0%と最も高く、次いで「その他の親族(親・きょうだいなど)」が51.5%、「職場の人」が32.0%となっています。



## ◇ 母親の就労状況

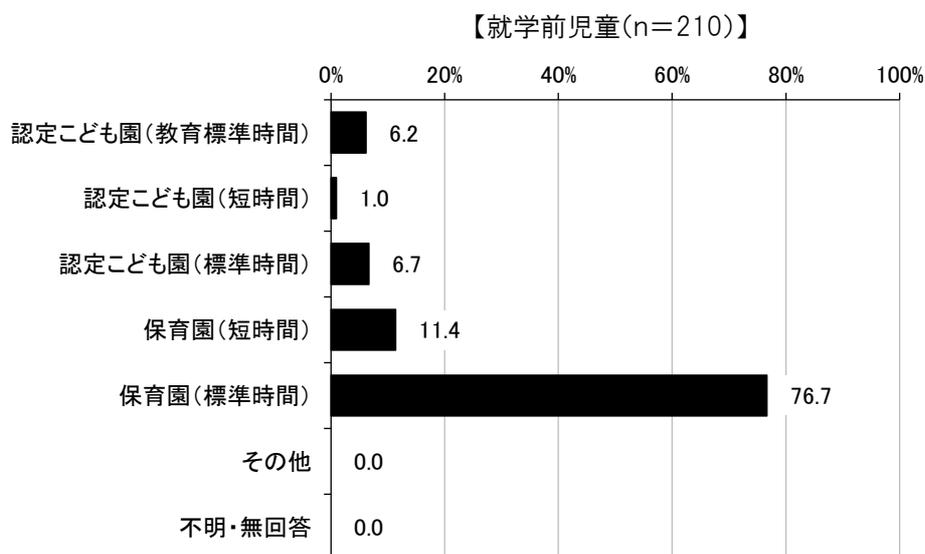
就学前児童では、「フルタイム（週5日・1日8時間程度）」が61.8%と最も高く、次いで「パート・アルバイト（月48時間以上）」が17.1%、「自営業者（個人事業主または家族従事者）」「該当なし」がともに6.5%となっています。

小学生児童では、「フルタイム（週5日・1日8時間程度）」が61.2%と最も高く、次いで「パート・アルバイト（月48時間以上）」が18.8%、「パート・アルバイト（月48時間未満）」「就労していない（専業主夫または専業主婦）」がともに6.0%となっています。



## ◇ 定期的にご利用している教育・保育施設(利用者のみ)

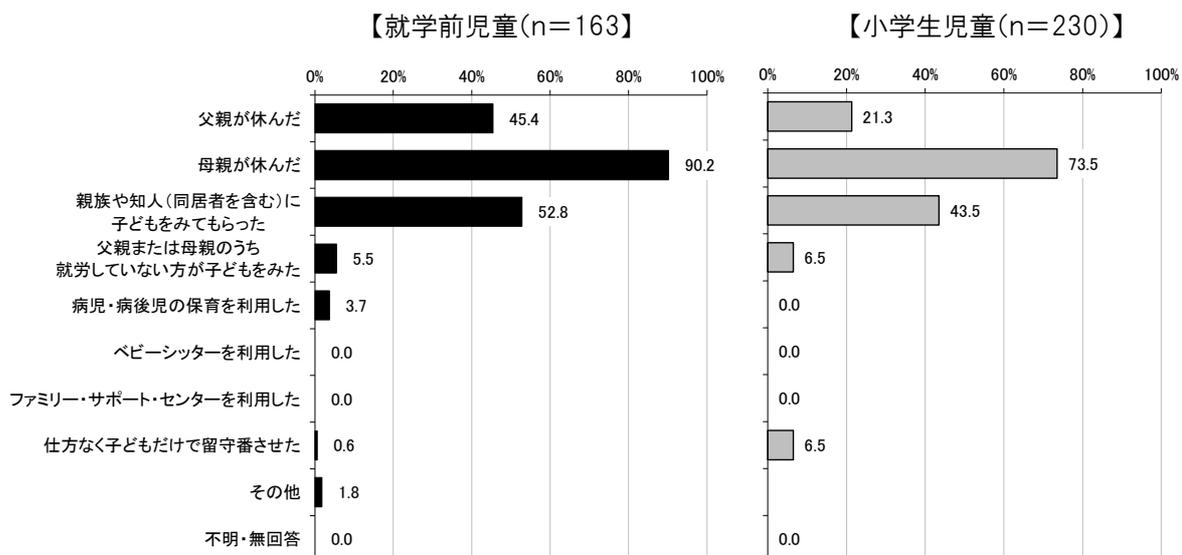
就学前児童では、「保育園（標準時間）」が76.7%と最も高く、次いで「保育園（短時間）」が11.4%、「認定こども園（標準時間）」が6.7%となっています。



## ◇ こどもが病気になった際の対応(普段利用している教育・保育施設の通常の利用ができなかったことがあった方のみ)

就学前児童では、「母親が休んだ」が90.2%と最も高く、次いで「親族や知人(同居者を含む)に子どもをみてもらった」が52.8%、「父親が休んだ」が45.4%となっています。

小学生児童では、「母親が休んだ」が73.5%と最も高く、次いで「親族や知人(同居者を含む)に子どもをみてもらった」が43.5%、「父親が休んだ」が21.3%となっています。



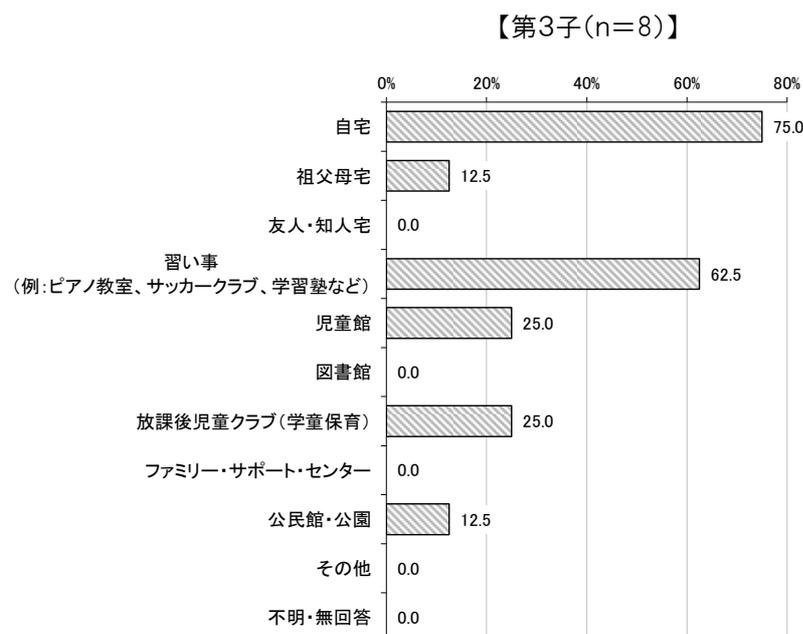
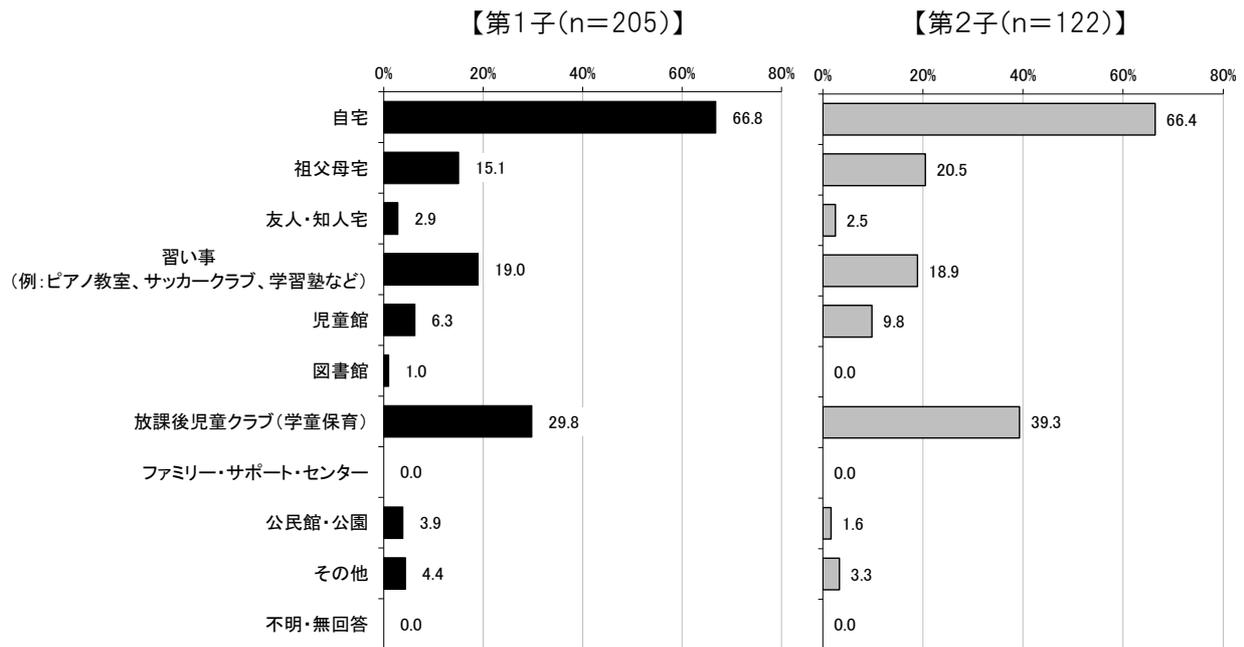
※ 「その他」という選択肢は就学前児童のみ

## ◇ 小学生の放課後の過ごし方

第1子では、「自宅」が66.8%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ(学童保育)」が29.8%、「習い事(例:ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が19.0%となっています。

第2子では、「自宅」が66.4%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ(学童保育)」が39.3%、「祖父母宅」が20.5%となっています。

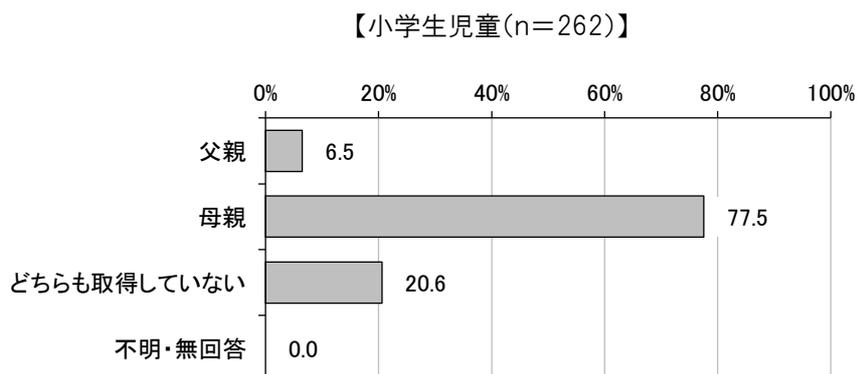
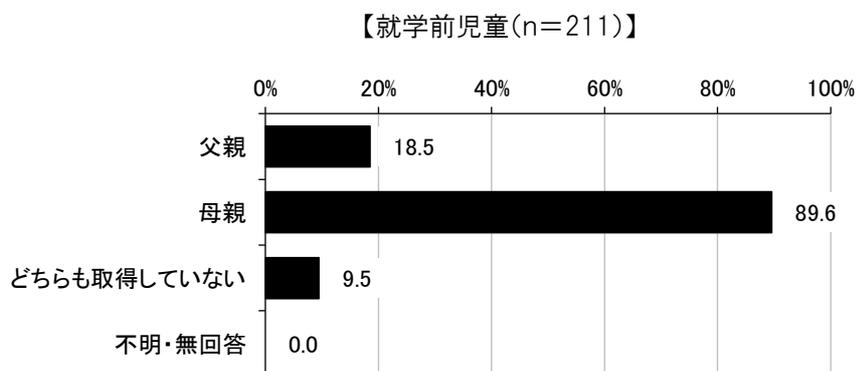
第3子では、「自宅」が75.0%と最も高く、次いで「習い事(例:ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が62.5%、「児童館」「放課後児童クラブ(学童保育)」がともに25.0%となっています。



### ◇ 育休を取得した人(職場に育休制度がある方のみ)

就学前児童では、「母親」が89.6%と最も高く、次いで「父親」が18.5%、「どちらも取得していない」が9.5%となっています。

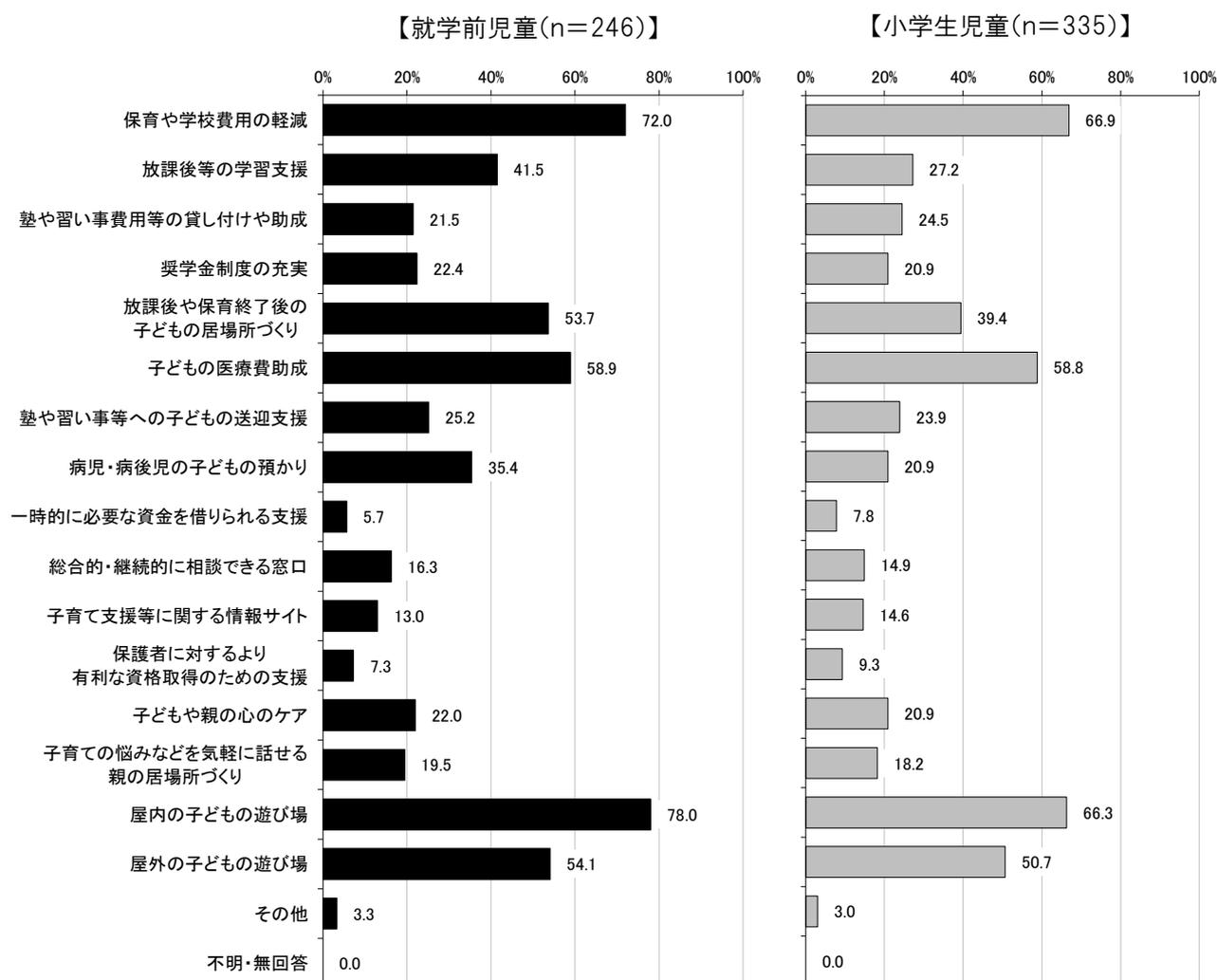
小学生児童では、「母親」が77.5%と最も高く、次いで「どちらも取得していない」が20.6%、「父親」が6.5%となっています。



## ◇ 子育てする上で必要なこと、重要な支援

就学前児童では、「屋内の子どもの遊び場」が78.0%と最も高く、次いで「保育や学校費用の軽減」が72.0%、「子どもの医療費助成」が58.9%となっています。

小学生児童では、「保育や学校費用の軽減」が66.9%と最も高く、次いで「屋内の子どもの遊び場」が66.3%、「子どもの医療費助成」が58.8%となっています。



### 3 中能登町の子育てにおける課題

これまでの現状と前回計画の評価からみえる本町の課題は、以下のとおりです。

#### (1) 統計からみえる課題

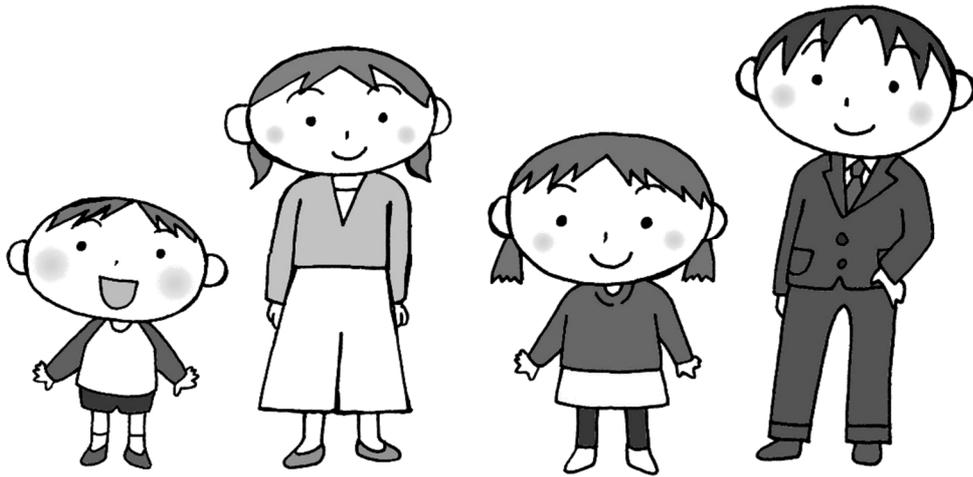
- 総人口、1世帯あたりの人口、年少人口のすべてにおいて減少傾向にあり、今後、こどもの数は一層減ることが予想されます。
- 女性の就業率が25～59歳の間で80%以上と高くなっており、働く女性の割合も増加しています。そのため、共働き世帯や子どもと一緒に過ごす時間を確保できない家庭は増加していると考えられます。
- ひとり親世帯が増加傾向にあり、貧困やこどもの孤食、ひとり親の仕事と子育ての両立といった問題も増加していると考えられます。

#### (2) アンケートからみえる課題

- フルタイムやパートタイムで働く母親が8割を超えており、共働き世帯の割合が高い中、保育ニーズの割合も高く推移することが予想されます。
- こどもが病気で保育施設等を利用できなかった際に、母親が仕事を休む割合が高くなっています。また、父親の育休取得割合は2割以下となっており、母親の子育て負担の割合が大きいと考えられます。父母ともに仕事と子育てを両立しやすくなるように、公的サービスの周知や利用しやすくなる工夫が必要です。
- 子育てにおける悩みや困りごとの相談先について、配偶者や親族、職場への相談割合が高くなっていますが、相談相手がいない保護者の割合も一定数みられます。核家族化の進行により、孤立化する子育て家庭が増加することが考えられるため、町の子育て支援の情報や相談場所の周知・啓発が必要です。

#### (3) 第2期計画期間の実績(資料編：p.66～69)からみえる課題

- 第2期計画期間におけるこどもの数は減少傾向にありますが、教育・保育事業においては量の見込みを上回る年度がありました。今後もニーズに見合った提供体制の確保をしていくことが必要です。
- 一時預かり事業の実績について、幼稚園型及び一般型で確保方策を上回った年度がありました。すべての子育て家庭が必要な支援を十分に受けられるよう、今後も適切な提供体制の確保が必要です。
- 放課後児童健全育成事業の実績について、令和5年度は量の見込みを上回っており、母親の就業率の高さや共働き世帯の増加から、今後も利用ニーズは増加することが予想されるため、ニーズに見合った提供体制の確保が必要です。



## 第3章 計画の基本的な考え方

# 1 計画の基本理念

## みんなで育む こどもが主人公のまち



本町では、「第2期中能登町子ども・子育て支援事業計画」において、子ども・子育てをめぐる環境や家族構成の変化、地域とのつながりの希薄化等から、こどもがいきいきと健やかに育ち、親がこどもを産み育てることに喜びと楽しさを感じる環境づくりを目指し、「子どもいきいき 子育て支援のまち」を基本理念として掲げ、各種施策に取り組んできました。

また、「第2次中能登町総合計画」においては、地域ぐるみの子育てや児童の健全な育成を行うことができる環境の整備等多面的な子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進しています。

そのような中で、こどもや子育て家庭を取り巻く社会環境は大きく変化しており、こどもと子育て家庭の権利が守られ、すべてのこどもが将来にわたって幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指した取組を進めることが重要となっています。

本計画においては、前回計画を踏まえた上で、子育て支援のさらなる充実を図るとともに、こどもが権利の主体として尊重され、幸せで健やかに育つ社会を目指すため、新たに「みんなで育む こどもが主人公のまち」という基本理念を掲げ、子ども・子育て支援施策に取り組むこととします。

## 2 基本目標

本計画の策定にあたっては、基本理念を実現するために、以下の3つの基本目標を掲げ、総合的に施策を推進していきます。

### 基本目標1 すべてのこどもの権利が守られる地域づくり

こどもたち自身が権利の主体であることを理解するとともに、こどもの最善の利益を尊重する地域社会の形成に向けた取組を推進します。

また、様々な困難を抱えるこどもや家庭に対して、それぞれの状況に応じたきめ細かな相談・支援体制の充実に取り組むとともに、地域の関係機関や団体等と連携を図り、すべてのこどもと子育て家庭を支える地域づくりを進めます。

### 基本目標2 親子の健康と生活を支える体制づくり

こどもの健やかな成長を支えるために、母子保健の推進や親子の健康の確保等、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援を推進するとともに、保護者のニーズに応じた保育サービスの充実に図ります。

また、次代を担うこどもたちが、心豊かにたくましく生きていく力を身につけ、力強く未来を切り拓いていくことができるよう、「生きる力」を育む教育の充実や心身の健康に関する教育を推進します。

### 基本目標3 安心して子育てができる環境づくり

保護者が安心して子育てができるよう、経済的支援の充実に図るとともに、家庭と両立しやすい就労環境づくりや男性の育児参加の意識啓発等に取り組めます。

また、学校・家庭・地域と連携しながら、地域ぐるみでこどもの豊かな育ちや学びを支えるとともに、交通安全対策の推進や通学路の整備等を推進し、こどもたちが暮らしやすい社会の形成を目指します。

### 3 計画の基本体系

基本理念

みんなで育む こどもが主人公のまち

基本目標

施策の方向

#### 基本目標1

すべてのこどもの権利が守られる  
地域づくり

- (1) こどもの権利の保障と意見反映
- (2) 多様な居場所の確保
- (3) ひとり親家庭の自立支援の推進
- (4) 障がいのあるこどもに対する支援の充実
- (5) 児童虐待防止とヤングケアラーへの支援
- (6) こどもの貧困対策

#### 基本目標2

親子の健康と生活を支える体制づくり

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 親子の健康の確保
- (3) 食育の推進
- (4) 保育サービスの充実
- (5) こどもの心身の健康づくり

#### 基本目標3

安心して子育てができる環境づくり

- (1) 経済的な支援の充実
- (2) 仕事と子育ての両立の推進
- (3) 学校・家庭・地域の連携・協働の推進
- (4) こどもの安全確保のための活動の推進
- (5) 安全対策の推進

## 第4章 施策の展開

# 基本目標1 すべてのこどもの権利が守られる地域づくり

## (1) こどもの権利の保障と意見反映

### 現状と課題

- こども大綱の基本理念の一つとして、こども・若者について、自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会の確保が必要とされています。
- 「こどもまんなか社会」の実現のためには、こどもや若者、子育て当事者等の意見を取り入れながら、社会全体でこども・若者や子育てをする保護者等を支援し、後押しする社会をつくっていく必要があります。

### 具体的取組

	取組	推進主体
① こどもの権利の周知・啓発【新規】	パンフレットやホームページ、講座等を通じて、「こども基本法」「子どもの権利条約」の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行い、こどもが権利の主体であることを広く周知します。	健康保険課
② こどもの意見の反映	こども関連施策の検討等にあたり、様々な方法でこどもや保護者の意見を聴くとともに、意見・要望等の反映に努めます。	健康保険課
③ こどもまんなか応援サポーター宣言【新規】	こどもたちのために何が最も良いことかを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長する社会を実現するという「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、町として「こどもまんなか応援サポーター宣言」を行い、地域全体でこどもの成長や子育てを応援するまちづくりに取り組みます。	健康保険課
④ 人権教室の開催	認定こども園、小中学校、高等学校において町人権擁護委員による人権教室を開催し、「いのちの大切さ」「相手を思いやる心」の大切さについて学べる機会を提供します。	住民窓口課

## (2) 多様な居場所の確保

### 現状と課題

- こどもの健全な人間性や社会性、規範意識の形成のためには、こどもがのびのびと自由に遊び、誰もが安心して過ごすことができる居場所づくりが必要です。
- アンケート調査では、小学生の放課後の過ごし方について、「放課後児童クラブ」の割合が高くなっています。また、女性の就業率の高さや母親の就労状況、今後の核家族化の進行から、「放課後児童クラブ」の利用ニーズは高まることが予想されるため、適切な提供体制の確保が必要です。

### 具体的取組

	取組	推進主体
①児童館の充実	こどもたちが楽しめるイベントの充実を図り、遊びを通じた学びの場を提供します。	健康保険課
②放課後児童クラブの充実	小学校と情報共有しながら連携して、こどもたちにとって安全・安心な居場所づくりに取り組みます。	健康保険課
③放課後子ども教室の開催	児童館と放課後児童クラブにおいて、地域の大人等の参画を得て、様々な体験や学習機会等を提供します。	生涯学習課
④こどもの居場所づくりの推進【新規】	こどもの居場所づくりや子育て支援活動を行う団体が、安定した運営が継続できるよう支援に努めます。また、新たな団体等の支援に努め、新規の居場所の開設への協力を行います。	健康保険課
⑤屋内交流施設の整備検討【新規】	天候に左右されずに、親子が安心して遊ぶことができる屋内交流施設の整備の検討を進めます。	企画情報課



### (3) ひとり親家庭の自立支援の推進

#### 現状と課題

- 本町のひとり親家庭数は増加傾向にあり、各種手当や就学補助金等の経済的支援の充実、多様な保育体制の整備が求められるとともに、子育ての孤立化や負担感を軽減するための支援体制づくりが必要です。
- ひとり親家庭の安定した生活に向けて、それぞれの抱える問題を的確に把握し、経済的支援だけでなく、育児相談や必要な情報提供を行うなど、自立に向けた様々な福祉サービスを充実することが必要です。

#### 具体的取組

取組		推進主体
①児童扶養手当の支給	18歳未満で父母が離婚するなどして、父または母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭、もしくは、父または母にかわってその児童を養育している方（養育者）を対象に支給します。	健康保険課
②入学卒業支度金支給事業	児童を養育しているひとり親家庭等の母もしくは父または養育者に対し、当該児童が小中学校入学、中学校を卒業するときに支度金を支給し、その労苦をねぎらうとともに児童の福祉向上を図ります。	健康保険課
③相談体制	能登中部保健福祉センターより派遣された相談員が「ひとり親家庭生活相談」を毎月第2火曜日に開催し、ひとり親家庭の相談を直接受けつけます。	健康保険課
④ひとり親家庭等日常生活支援員派遣事業	ひとり親家庭等日常生活支援員派遣事業を実施し、家事・育児等の日常生活の支援をするため、支援員を派遣します。	健康保険課
⑤学習支援事業	児童扶養手当受給の小・中・高校生に対し、教員OBや学生ボランティア等による学習支援を行うことにより、学力の向上を図り、将来の安定的な就業と自立促進を目指します。	健康保険課

## (4) 障がいのある子どもに対する支援の充実

### 現状と課題

- 障がいの有無に関わらず、みんなが安心して暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障がい児支援の機能強化が重要です。
- 障がいのある子どもの健全な発達を支援し、身近な地域において安心して生活ができるよう、保健・医療・福祉・教育等の各種施策の円滑な連携により、障がい福祉サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取組を推進することが必要です。

### 具体的取組

	取組	推進主体
①特別児童扶養手当の支給	20歳未満で精神または身体に障がいを有する児童を家庭で監護、養育している父母、もしくは、父または母にかわってその児童を養育している方（養育者）を対象に支給します。	健康保険課
②障害児福祉手当	精神または身体に重度の障がいを有する児童（20歳未満）について手当を支給します。	長寿福祉課
③認定こども園の受入体制	町内のすべての認定こども園で、障がいのある子どもを受け入れるとともに、障がいのあるこどもの状況等に応じて職員を配置し、適切な援助をしながら保育を実施します。 また、医療的ケア児には、看護師の配置を行い、必要な支援を実施します。	健康保険課
④放課後児童クラブの受入体制	放課後児童クラブにおいて、支援員を補充し、障がいのあるこどもの受入体制の整備に努めます。	健康保険課
⑤小中学校の受入体制	教育や療育に特別なニーズのある子どもについて、教員の資質向上を図りつつ、適切な教育的支援に努めます。 また、障がいの程度に応じて、適切な教育を受けられるように、施設のバリアフリー化や特別支援教育支援員の配置等、教育環境の充実に努めます。	学校教育課
⑥療育体制の整備	障がいのある子どもに対する療育体制を整備するために、保健・医療・福祉・教育等の連携の強化を図ります。	健康保険課
⑦こども家庭センターの支援	相談支援員が認定こども園を巡回し、保育現場において養育指導を実施します。 また、「遊びの教室」や「Kukka（ポータージプログラム）」を実施し、家庭での療育方法の助言を行います。	健康保険課

## (5) 児童虐待の防止とヤングケアラーへの支援

### 現状と課題

- 全国的に、児童虐待の相談件数は年々増加傾向にあり、依然として子どもやその保護者、家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっています。
- 令和6年度から、子育て世帯の包括的支援や要保護児童等への計画的な支援の実施等の内容を含めた改正児童福祉法が施行されています。
- 児童虐待については、未然防止を第一に、早期発見・早期対応が重要です。そのため、子ども家庭センターを中心に、地域や関係機関等の連携を強化し、対象となる家庭や子どもへの見守りや適切な支援に努めていく必要があります。
- ヤングケアラーは、家庭内の困りごとであり、周囲に相談しづらい傾向にあります。

### 具体的取組

取組		推進主体
①児童虐待防止に関する普及啓発活動	進級時に小中学生向けに虐待相談窓口のチラシを配布し、相談先の周知に努めます。毎年11月には、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、広報や街頭キャンペーン等により、広く住民に対し、普及啓発活動を行います。	健康保険課
②予防的な関わり	子ども家庭センターの専門職が、保護者や子どもと一緒に希望する子育てプランを話し合い、各家庭に必要な支援を提供します。	健康保険課
③早期発見・早期対応に関する周知	子どもに異変があった場合には、子どもの話をよく聞くとともに、児童虐待の疑いがあると感じた場合には、速やかに子ども家庭センターもしくは児童相談所に相談するよう、子どもに関連する機関に周知します。	健康保険課
④要保護児童対策地域協議会による見守り体制の構築	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）により、支援の必要な児童の見守り体制を構築し、必要な支援の提供方法等を協議します。	健康保険課
⑤ネットワークの拡充	要保護児童対策地域協議会の趣旨に賛同する児童関係機関を増やし、子どもを守る地域のネットワークの拡大を図ります。	健康保険課
⑥ヤングケアラーへの支援【新規】	ヤングケアラーに関連する3課による庁内連携会議を開催し、ヤングケアラーに関する出前講座やアンケート調査の実施等について協議し、実態把握・支援の提供に努めます。	健康保険課 学校教育課 長寿福祉課

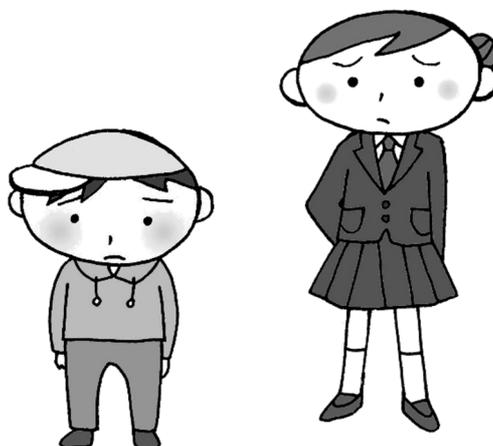
## (6) こどもの貧困対策

### 現状と課題

- 日本におけるこどもの貧困の現状はみえにくいと言われており、親やこどもに貧困であるという自覚がなかったり、貧困の自覚があっても周囲の目を気にして行政への支援を求めなかったり、また、頼れる親戚も近所づき合いもなく地域の目が届かなかったりすることがあります。
- こどもの貧困問題は、こどもの心身の健康や多様な生活経験、進学の手機等、様々な側面に影響を及ぼし、次の世代への「貧困の連鎖」を生むことも懸念されます。保護者の生活やこどもの教育に対する支援等、貧困が連鎖しないように取り組むことが重要でず。

### 具体的取組

取組		推進主体
①連携による支援体制の強化	こども家庭センターや学校等との連携により、貧困等を抱えるこどもを把握するとともに、生活や学習等、包括的な支援体制の強化に努めます。	健康保険課 学校教育課
②生活困窮に対する相談支援	生活困窮や生活保護の相談がある場合、相談内容に応じて、速やかに必要な支援につなげます。	健康保険課



## 基本目標2 親子の健康と生活を支える体制づくり

### (1) 相談支援体制の充実

#### 現状と課題

- 本町では、令和6年度に設置したこども家庭センターを中心に、保護者の悩みや不安、こどもの特性等、一人ひとりに寄り添った丁寧な相談支援を実施しています。
- アンケート調査では、悩みや不安の相談先について、「配偶者・パートナー」や「その他の親族」以外に、「近所の人、地域の知人や友人」「職場の人」の割合も一定数あり、『地域』が子育て支援に大きな役割を果たしていることが伺えます。

#### 具体的取組

	取組	推進主体
①こども家庭センター	保健師や保育士等の専門職を配置し、子育てに関する様々な悩みを気軽に相談できる環境づくりに努めます。	健康保険課
②相談窓口「kotona（コトナ）」の普及啓発	妊娠届出時等に対面で、相談窓口や事業内容を紹介したり、子育て支援アプリや「コドモン」からこども家庭センターだより等を発信し、普及啓発に努めます。	健康保険課
③プレママパパ教室の開催	妊娠届出時の面接の際、妊娠・出産に必要な情報を提供するとともに、こども家庭センターにおいて、プレママパパ教室（育児体験教室）を開催し、出産の準備から赤ちゃんの抱っこ、おむつ交換等の育児を体験する機会を設けます。	健康保険課
④ママとパパの休み時間の開催	保護者の育児不安の軽減や孤立化を防ぐため、こども家庭センターにおいて、相談や親同士の交流ができる託児サービスつきで「ママとパパの休み時間」を開催します。	健康保険課
⑤子育て支援センター	各認定こども園に子育て支援センターを設置し、子育て家庭が気軽に集い遊ぶことのできる場を提供します。また、子育てコーディネーターを常時配置し、子育てにおける相談や育児指導を実施します。	健康保険課
⑥マイ保育園登録事業	こどもの出産前後において、登録した認定こども園より、育児情報等の提供を行います。生後2か月以降には、一時預かり保育の無料体験サービスを提供します。	健康保険課
⑦遊びの教室やKukkaの開催	乳幼児健診にて発育・発達が気になった幼児を対象に、保護者の意向に合わせて、「遊びの教室」や「Kukka（ポータージプログラム）」を紹介し、専門員による個別相談や療育支援を実施します。	健康保険課
⑧あんしん個別相談の開催	あんしん個別相談の日（毎月）を開催し、心のケア専門職による相談事業を実施します。	健康保険課

## (2) 親子の健康の確保

### 現状と課題

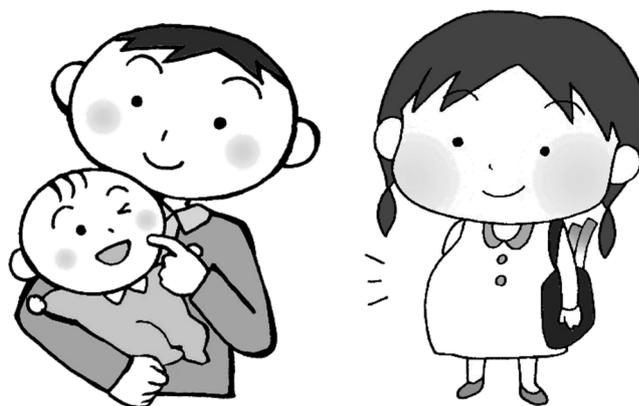
- 妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目なく親子の健康が確保されるよう、各種健診や健康相談等の母子保健事業の充実が必要です。
- アンケート調査では、子育てに関する悩みや困っていることについて、「子どもの病気や発育・発達に関すること」の割合が高くなっています。
- 現在、こどもの健やかな成長と母親・父親の育児不安の軽減やサポートを目的に、妊産婦及び乳幼児健康診査や訪問指導、育児相談・教室等を実施し、きめ細かな支援を行っています。

### 具体的取組

取組		推進主体
①妊活期からのアプローチ支援	妊娠前からのプレコンセプションケアを勧奨することで、母親、父親になるための準備段階から切れ目のない支援体制づくりを目指します。	健康保険課
②妊娠届出時の支援	妊娠届出時において、母子健康手帳を交付するとともに、母親の健康状態や生活習慣、就労状況、出産前後・子育て期間の家庭内における協力体制の有無、妊娠・出産に係る心配ごと等について、保健師による聞き取りや保健指導を行います。 また、育児休業期間や認定こども園入園希望等を聞き取り、認定こども園に関する情報や入園手続きの方法について説明を行います。	健康保険課
③伴走型支援	妊娠届のあった妊婦やそのご家族に対して、出産や育児の見通しを立てるための面談や子育て支援アプリによる継続的な情報発信を実施するなど、伴走型の支援を行います。	健康保険課
④子育て支援アプリの活用【新規】	デジタルネイティブ世代の子育て支援を充実させるため、スマホアプリの登録を推奨し、妊娠期から子育て期を切れ目なくプッシュ型でサポートします。	健康保険課
⑤妊産婦健康診査の勧奨	母子健康手帳交付と同時に妊婦健診の無料受診券（初回～14回目）と妊婦歯科健診の無料受診券（1回）、産婦健診の無料受診券（産後2週間、産後1か月）を交付し、受診勧奨を行います。	健康保険課

取組		推進主体
⑥乳児家庭全戸訪問事業	生後2か月までの乳児がいる家庭の全戸訪問を実施し、母子の健康状態を把握するとともに、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報を提供します。	健康保険課
⑦養育支援訪問事業	母親の産婦健診において、EPDSが高い値（産後うつが疑われる）の場合、必要に応じて早期の訪問を行います。また、乳幼児健診で要経過観察となった子どもや育児支援が必要な家庭においては、養育支援訪問事業等で適宜訪問指導を実施します。	健康保険課
⑧産後ケア事業	出産後の育児不安の軽減や適切な授乳、育児方法の不安解消のために、産後ケア事業を実施します。	健康保険課
⑨子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭や妊産婦等がいる家庭に、訪問支援員を派遣し家事・子育てを支援します。	健康保険課
⑩乳幼児健康診査	1か月、9～11か月は医療機関にて、4か月、1歳6か月、3歳児健診は集団会場で実施し、発育・発達や子育ての状況を確認しています。 また、年間予定表を作成し、周知や必要に応じて個別の通知を行うことで受診率の向上に努めます。	健康保険課
⑪5歳児健診の導入【新規】	4歳児を対象に実施している年中児巡回相談を拡充し、5歳児健診の体制づくりにつなげていきます。	健康保険課
⑫防災・事故予防の啓発	子育て支援アプリから防災・事故予防に関する情報を発信したり、乳幼児健診の際に、各月齢に応じた事故の危険や災害発生時のお子さんへの対応について、パンフレットを用いて説明し、保護者への意識づけを行います。	健康保険課
⑬児童の定期健康診断	認定こども園、小中学校において定期健康診断（内科、歯科、耳鼻咽喉科、眼科、尿検査）等を適正に行うとともに、未受診や再検査が必要な児童への受診を勧めます。	健康保険課 学校教育課
⑭フッ化物洗口事業の拡充【新規】	認定こども園等において、4・5歳児が行っているフッ化物洗口を小学校、中学校へ拡充し、むし歯予防や正しい口腔ケア等に取り組みます。	健康保険課 学校教育課
⑮予防接種費用の助成	こどもの定期予防接種（A類）に加え、任意予防接種（インフルエンザ、おたふくかぜ、風しん）の接種費用の助成を行い、感染症から子どもを守ります。 また、小児がん等の治療によって、治療前に接種した定期予防接種ワクチンの免疫が低下したために再接種が必要な20歳未満の方を対象に、再接種等にかかる接種費用の助成事業を行い、免疫の再獲得への支援を行います。	健康保険課

取組		推進主体
⑩小児医療体制の確保・充実	こどもの急病等に対する保護者の不安に対応するため、かかりつけ医を持つことの必要性、急病時における対処法や医療機関の適切な利用に関する情報の周知に努めます。 また、休日における小児救急患者の受診機会を確保するため、能登中部小児休日診療協議会による協力体制の下、小児休日当番医制を実施し、休日の小児医療体制を確保します。	健康保険課
⑪小児医療・その他診療科の充実	烏屋診療所においては、月・水・金曜日に町内唯一の小児科診療を実施しており、令和6年4月より、火曜日に心療内科・精神科の診療が開始されています。今後の診療体制の確保や充実に努めます。	健康保険課
⑫診療所開設等支援事業	町内において診療所を新規に開設、もしくは既存施設等を拡張した場合に補助金を交付することで、地域医療体制の確保を図ります。	健康保険課



### (3) 食育の推進

#### 現状と課題

- 適切な食生活は健康的な生活を送る上で重要であり、乳幼児期から望ましい食習慣を身につけていくことが大切です。
- アンケート調査では、子育ての悩みや不安について、「子どもの食事や栄養に関すること」の割合が比較的高くなっています。
- 食を通じた豊かな人間性の形成や心身の健全育成が求められています。

#### 具体的取組

	取組	推進主体
①健全な食生活の獲得	<p>早寝・早起き・朝ごはん等の基本的な生活習慣形成を身につけるとともに、こどもや保護者、若い世代が食に対する理解や関心を深め、その重要性を理解し、発育・発達段階に応じた望ましい食習慣が定着できるよう効果的な取組を推進します。</p> <p>また、肥満ややせ、食物アレルギー等の健康課題を有するこどもに対し、保護者・多職種との連携により個別対応を行うなど、健全な食生活に向けた取組を推進します。</p> <p>さらには、災害時等の緊急時において、栄養バランスに配慮した食生活を実践するための取組を推進します。</p>	健康保険課
②体験を通じた食育の推進	<p>こどもや保護者が、季節の野菜等の栽培、収穫、調理体験等を通して、食に関する知識を学びながら「食育5つの力（味がわかる、いのちを感じる、選ぶ、料理ができる、元気な体がわかる）」や感謝の心を養います。</p> <p>また、保育施設、小学校、中学校、高等学校等において、地域の食育ボランティアや生産者団体等と連携し、様々な食体験活動を推進します。</p>	健康保険課
③食文化の継承	<p>地域の地場産物や郷土料理、生産に関わる情報等をこどもや保護者に伝えるための取組をします。</p>	健康保険課



## (4) 保育サービスの充実

### 現状と課題

- 本町では、働く母親の割合が約8割となっており、共働き世帯が増加している中、保護者の保育ニーズは多様化しています。
- 保護者が安心して仕事と子育てを両立することができるように、多様化する保護者のニーズに合った保育環境の整備や保育サービスの提供が必要になります。

### 具体的取組

	取組	推進主体
①多様な保育サービスの提供	保護者の就労形態や生活実態の多様化に対応した延長保育や休日保育、一時預かり保育、病児保育等の提供に努めます。 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について、令和8年度からの実施に向けて取り組みます。	健康保険課
②保育の質の向上	保育士のキャリアアップ研修等の受講を勧奨し、学びの共有を図り、保育の質の向上に努めます。	健康保険課
③保育施設の整備	保育施設の必要な修繕等を行い、良好な保育環境の整備・維持に努めます。	健康保険課
④町立認定こども園の再編【新規】	町立認定こども園の再編に係る運営計画を定め、民営化及び統廃合(集約化)を推進します。	健康保険課
⑤子育て短期支援事業	町が委託する児童福祉施設において、ショートステイやトワイライトステイ(夜間預かり)を行い、保護者の育児疲れや病気の際の精神的、肉体的負担の軽減を図ります。	健康保険課
⑥ファミリー・サポート・センター事業	今後も地域住民同士の育児に関する互助援助活動を行い、子育ての負担軽減につなげていきます。 制度の周知を通じて、会員数の確保及び理解促進を図ります。	健康保険課



## (5) こどもの心身の健康づくり

### 現状と課題

- 思春期は、身体的・心理的・社会的に成長が著しく、こどもから大人への移行期でもあり、自己を確立しながら独立していく時期です。その過程で、悩みや不安等を持ちやすく精神的にも不安定になりやすい時期であるため、不満や悩み・ストレスを抱え込まないよう支援が必要です。
- 思春期における心身の健康は、本人はもちろん、その後の生活にも影響を及ぼす問題となるため、正しい知識を身につけ、責任ある行動を取れるよう育成することが重要です。
- 小学生保護者に対するアンケートでは、子育てに関する悩みとして、「子どものスマートフォンやインターネットの使い方に関すること」という回答が最も多くなっており、安全なインターネットの利用に向けた対策が必要です。

### 具体的取組

取組		推進主体
① 生きることへの支援の推進	いのちの大切さやSOSの出し方に関する教育を行うとともに、こどもがSOSを発信しやすい環境を整えます。	学校教育課
② 地域の人材育成	地域においてこどものSOSに気づき、対応できる人材の育成に努めます。	健康保険課
③ 専門職による支援体制	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる専門的立場から、児童生徒が抱える多様な悩みや相談、不登校、暴力行為等の解決に努めるとともに、教師・保護者へのカウンセリングにより、指導・助言・援助を行います。	学校教育課
④ ほっとルームの開設	教室に入りづらい児童生徒を受け入れる場所の提供として学校内に「ほっとルーム」を開設し、いつでも入退室ができる環境づくりに努めます。	学校教育課
⑤ 不登校に関する相談	不登校に関する家庭での関わり方等のお悩みに対応するため、こども家庭センターでは、保健師等の専門職員が児童生徒や保護者の相談に応じます。	健康保険課
⑥ 喫煙や薬物に関する教育	各小中学校において、「喫煙・薬物乱用防止教室」を開催し、タバコやアルコール、薬物による健康被害についての学習を推進します。	学校教育課
⑦ インターネットの利用に関する対策	こどもや保護者に対して、SNSをはじめとするインターネット利用におけるモラルの問題や有害情報について、各種啓発活動を推進します。	学校教育課

## 基本目標3 安心して子育てができる環境づくり

### (1) 経済的な支援の充実

#### 現状と課題

- 近年、経済的な負担により子どもを持つことをあきらめる家庭が全国的に増加傾向にあるため、子どもを持ちたいという親の願いを後押しできるよう、子育てに関する経済的な支援を行う必要があります。
- アンケート調査では、「保育や学校費用の軽減」「子どもの医療費助成」を求める割合が高く、今後も充実した経済的支援が求められています。

#### 具体的取組

取組		推進主体
①保育サービスの無償化	保育料及び副食費の無償化及び町内認定こども園での主食ごはん、おむつ等を無償提供します。	健康保険課
②学校給食費の無償化【新規】	令和7年4月から小中学校の給食費の無償化を実施します。	学校教育課
③児童手当の支給	18歳までの子どもを養育している保護者に、子どもの成長段階に応じた児童手当を支給します。	健康保険課
④子ども医療費の助成	18歳までの子どもの医療費について、保険適用分の一部負担金（付加給付等を除く）を町が全額負担します。	健康保険課
⑤プレミアム・パスポート事業	子どもを持つ世帯を対象に、協賛企業の特典による支援を行います。	健康保険課
⑥出産祝金	子どもの健全育成と家庭における生活の安定を図るため、出産時に祝金を支給します。	健康保険課
⑦妊婦のための支援給付	妊娠期から出産・子育て期までの様々な悩みや困りごとの相談に応じる「伴走型相談支援」と合わせて「経済的支援」を一体的に行います。	健康保険課
⑧入学・卒業祝金	子どもの学校生活の充実及び保護者の養育負担を軽減するため、小中学校の入学・卒業時に祝金や記念品等を支給します。	学校教育課
⑨定住促進奨励金における子育て支援加算	町外からの転入者において、子育て家庭は加算して支援し、住宅取得時の保護者の経済的負担を軽減します。	企画情報課

## (2) 仕事と子育ての両立の推進

### 現状と課題

- すべての人が、仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれる、多様な働き方を選択できる環境を整備するとともに、働き方の見直しを進めることが必要です。
- 女性の社会進出が進み、夫婦共働き世帯が多くなっているとともに、その就業形態も多様化していることから、家庭・事業者・行政等が連携し、仕事と子育てを個々の希望するバランスで両立できる環境づくりを推進していく必要があります。
- アンケート調査では、母親の就労状況について就学前児童、小学生児童ともに「フルタイムで就労している」が最も多くなっています。また、こどもが生まれたとき、育児休業を「取得した」と回答した母親の割合は半数以上と多くなっていますが、父親に関しては2割以下となっています。
- アンケート調査では、子育てに関する悩みや困っていることについて、「子どもとの時間が十分に取れないこと」の割合も高くなっており、子育てに配慮された職場環境の整備や周囲の理解が求められています。

### 具体的取組

取組		推進主体
①男女共同参画教育・学習の推進	仕事と家庭の調和が保たれるよう、男女ともにワーク・ライフ・バランスの見直しを図るための学習機会の場を提供します。	企画情報課
②広報誌等による啓発	女性活躍推進法や男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等について、企業・事業主等への啓発に努めるとともに、町広報誌等を通して住民に対する広報を行います。	企画情報課
③家事協力の日（コーポの日）の啓発	性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、男女がともに家族の一員としての責任を持ち、家事・育児・介護等を協力して担うことができるよう、啓発活動に努めます。	企画情報課
④出前講座等の開催	町出前講座において、出張紙芝居を開催し、学校や地域等で、人権尊重や男女平等等、男女共同参画の意識醸成を図ります。	企画情報課
⑤女性活躍の推進	地域活動の場における女性の参画や登用拡大等、これからの時代に合う考え方に更新したルールづくりを各団体へと波及できるよう努めます。	企画情報課
⑥男女共同参画・普及啓発活動	中能登町男女共同参画推進員の会を中心に、イベントや川柳コンクール、料理教室を通じて普及を図りながら、活動地域への意識醸成のため、学校や地域において、ワークショップを通じた探究活動で、男女共同参画の普及啓発活動に努めます。	企画情報課

### (3) 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

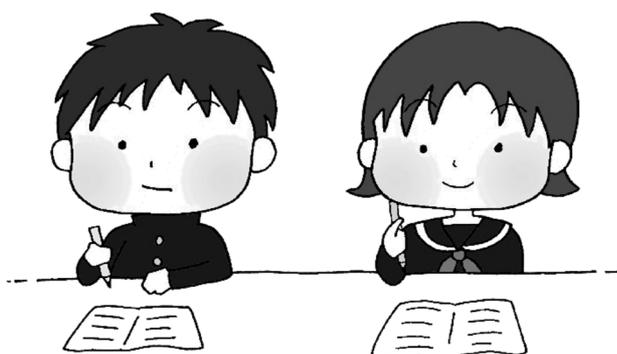
#### 現状と課題

- 核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化等により、家庭や地域の教育力の低下が懸念されていることから、学校・家庭・地域の連携を強化し、地域ぐるみで子どもたちの豊かな育ちと学びを支援していく必要があります。
- 親が安心して子育てをし、子どもが健やかに育っていくために、子育て家庭が集える場所や地域で交流できる機会を創出するとともに、関係機関が連携して、子育て支援ネットワークを構築していくことが必要です。

#### 具体的取組

	取組	推進主体
①関係団体との連携強化	子育てを地域全体で支えられるよう、民間事業者や様々な地域活動団体等と行政の連携の強化を図ります。	健康保険課
②交流のきっかけづくり	母子寡婦福祉会や子育てサークル活動を通して、子育て家庭が悩みや情報を共有し、子育てに喜びや楽しみを感じることのできる場を提供します。	健康保険課 長寿福祉課
③児童委員活動の推進	児童委員による児童等の福祉に関する相談対応や援助、見守り活動を支援し、関係機関との連携強化を推進します。	長寿福祉課
④認定こども園と小学校、中学校との連携	認定こども園での遊びを通しての学びから小学校教育、中学校教育へと円滑に移行できるように、連携を積極的に図り、一人ひとりの子どもや保護者に合った支援に努めます。	健康保険課 学校教育課
⑤地域との交流	認定こども園や小中学生と地域住民との交流機会の充実に努めます。	健康保険課
⑥コミュニティ・スクール	コミュニティ・スクール（学校運営協議会）と地域学校協働活動の一体的な推進により、学校・家庭・地域の連携と協働を大事にした学校運営を推進します。	生涯学習課
⑦ゲストティーチャーの活用	総合学習として全小中学校でゲストティーチャー等を活用し、活力ある学校づくりに努めます。	学校教育課
⑧家庭教育の向上	授業参観やPTA総会時にスマートフォンの利用マナーや災害時対応等の学習会を開催し、家庭教育の向上を図ります。	学校教育課
⑨地域との連携による多様な体験活動	町内の小学6年生を対象にしたミュージカル鑑賞や通年型の農業体験、町内の史跡や自然の探検を行い、地域と連携した体験活動を推進します。	学校教育課

取組		推進主体
⑩美化活動の推進	クリーン&グリーンデー活動を通じて、自分たちが住む地域の環境美化に取り組みます。	生涯学習課
⑪スポーツ活動の機会の充実	地域におけるスポーツ団体やスポーツ大会等のイベントへの支援を行い、スポーツ活動の機会の充実を図ります。	生涯学習課
⑫ジュニアスポーツクラブの活動支援	ジュニアスポーツクラブの活動費や大会派遣費を助成します。また、指導者講習会等の経費負担を行い、指導者の育成に努めます。	生涯学習課
⑬中学校部活動の地域展開	中学校において、町スポーツ協会や各競技団体の単位協会、ジュニアスポーツクラブ等と連携しながら、部活動の地域展開を推進します。	学校教育課



## (4) こどもの安全確保のための活動の推進

### 現状と課題

- こどもを交通事故から守るため、警察・認定こども園・学校・関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要です。
- 全国的にこどもが被害者となる犯罪や事故が増加しており、本町においてもこどもを犯罪等の被害から守るため、学校・家庭・地域が協力して各種施策の推進を図ることが必要です。

### 具体的取組

	取組	推進主体
①街頭指導の実施	春・秋の交通安全運動期間中、交通防犯推進隊をはじめ、区長会等各種団体の協力の下、町内小中学校の通学路（主要交差点）において朝の街頭指導を実施します。	総務課
②安全グッズの着用	七尾鹿島交通安全協会からの反射式ランドセルカバーや町から反射材タスキを配布し、登下校時の着用を呼びかけます。	総務課
③認定こども園での交通安全指導	認定こども園と地域駐在所が連携し、毎月こどもへの交通安全指導を実施します。	健康保険課
④チャイルドシートの購入補助	中能登町チャイルドシート購入補助金交付要綱に基づき補助金を交付するとともに、チャイルドシートの正しい使用方法を徹底します。	総務課
⑤防犯対策の推進	七尾警察署及び七尾鹿島防犯協会と連携を取り、犯罪等の情報をメールや音声告知端末等で発信するとともに、町のホームページや地区回覧等も活用しながら啓発を行っていきます。	総務課
⑥子ども110番の家	七尾警察署が設置する子ども110番の家は、こどもが犯罪等にあった際の緊急避難場所となるもので、その設置・更新及び周知に協力します。	総務課
⑦巡回補導の実施	夏休み中に町や県の児童育成委員、教育委員会、小中学校や高校の教員、教育委員会職員、保護者等による巡回補導を実施します。	生涯学習課
⑧学校との連携体制	不審者情報や学校での事故報告、災害時の児童生徒の登下校情報について学校と連携し、児童生徒の安全・安心の確保に努めます。	学校教育課

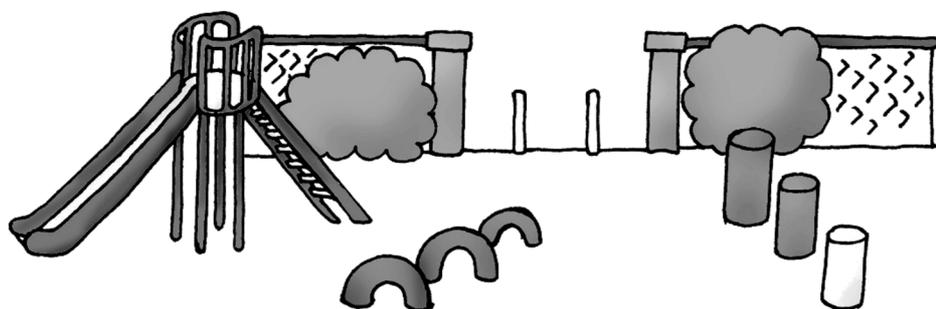
## (5) 安全対策の推進

### 現状と課題

- こどもと子育て家庭が住みやすいまちづくりのためには、道路交通環境や定期的な防犯灯の点検、公園の整備等が重要です。
- 全国では、登下校中にこどもが被害を受ける事件や事故等は依然として発生していることから、通学路におけるこどもたちの安全を確保することが重要です。

### 具体的取組

取組		推進主体
①防犯灯の整備	防犯灯をLEDへ更新する事業を進めます。また、小中学校の通学路に合わせ、設置箇所の見直しも行います。	総務課
②通学路の安全確保	定期的な通学路の合同点検を実施し、対策必要箇所については、歩道整備や防護柵設置、交通規制等を行い、地域や関係機関と連携した通学路の安全確保に取り組みます。	総務課 学校教育課
③遊具等の安全対策	公園や認定こども園、小中学校等の遊具やフェンスについて、定期点検を行い、修繕や安全対策を実施します。	総務課
④公共施設等のバリアフリー化	妊婦や子育て中の保護者が外出時に困ることがないように、公共施設等のバリアフリー化を促進します。	総務課



## 第5章 子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと確保内容

# 1 区域の設定

子ども・子育て支援法では、本計画において、「教育・保育」「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」「確保内容」「実施時期」を定めることとされています。

区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況やその他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本町においては、前回計画より引き続き1圏域での教育・保育提供を行います。

## ■教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域

事業区分		提供区域	考え方
教育・保育	1号認定（3～5歳：教育）	町内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、町内全域とします。
	2号認定（3～5歳：保育）		
	3号認定（0～2歳：保育）		
	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】		
地域子ども・子育て支援事業	延長保育事業	町内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、町内全域とします。
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		
	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）		
	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）		
	一時預かり事業		
	病後児・体調不良児保育事業		
	ファミリー・サポート・センター事業		
	妊婦健康診査事業		
	乳児家庭全戸訪問事業		
	養育支援訪問事業		
	利用者支援事業		
	産後ケア事業【新規】		
	子育て世帯訪問支援事業【新規】		
	実費徴収に係る補足給付を行う事業		
多様な事業者の参入促進・能力活用事業			

## 2 幼児期の教育・保育(量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期)

【1号】3～5歳で、教育のみを必要とするこども（認定こども園（教育部分）の入園を希望するこども）

【2号】3～5歳で、保育を必要とするこども（保護者が働いているなど、“保育が必要な”こども）

【3号】0～2歳で、保育を必要とするこども（保護者が働いているなど、“保育が必要な”こども）

### ■ 1号認定（教育）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	9	9	8	8	7
②確保方策	人	26	26	26	26	26
②-①	人	17	17	18	18	19

### ■ 2号認定（保育）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	288	280	250	247	232
②確保方策	人	288	288	288	288	288
②-①	人	0	8	38	41	56

### ■ 3号認定（保育）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	212	198	207	199	193
0歳	人	55	53	50	49	47
1歳	人	63	77	74	71	69
2歳	人	94	68	83	79	77
②確保方策	人	247	247	247	247	247
②-①	人	35	49	40	48	54

#### 提供体制、確保方策の考え方

令和7年度より、すべての公立保育園が認定こども園に移行します。保育の定員数については、561名の提供体制が確保されており、令和11年度までの量の見込みを満たすことが可能です。

## ■乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、認定こども園に通園していない0歳6か月から2歳までの未就園児を対象に、認定こども園において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	-	3	3	3	3
0歳	人日	-	1	1	1	1
1歳	人日	-	1	1	1	1
2歳	人日	-	1	1	1	1
②確保方策	人日	-	3	3	3	3
②-①	人日	-	0	0	0	0

### 提供体制、確保方策の考え方

本町では、令和8年度より事業を実施します。

利用ニーズを把握し、認定こども園において提供体制を確保していきます。

### 3 地域子ども・子育て支援事業について

#### ■延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、保護者の就労時間等により、通常の保育時間を超えて保育を実施する事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日/年	3,600	3,360	3,120	3,120	2,880
②確保方策	人日/年	3,600	3,360	3,120	3,120	2,880
②-①	人日/年	0	0	0	0	0

#### 提供体制、確保方策の考え方

延長保育事業については、現在の提供体制を維持するとともに、利用者数の増加に対応できるよう体制の強化を図り、量の見込みに対する提供体制を十分に確保していきます。

#### ■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童（小学生）を対象に、小学校の余裕教室や専用施設等で適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業です（対象児童1年生～6年生）。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	324	320	305	289	280
1年生	人	76	93	84	74	80
2年生	人	75	58	71	64	56
3年生	人	78	73	56	70	62
4年生	人	50	53	50	38	47
5年生	人	32	32	33	31	24
6年生	人	13	11	11	12	11
②確保方策	人	330	330	330	330	330
②-①	人	6	10	25	41	50

#### 提供体制、確保方策の考え方

放課後児童健全育成事業については、現在、3か所で実施しており、令和6年度現在、330名（とりや120名、かしま150名、ろくせい60名）の提供体制があるため、量の見込みに対する提供体制は確保されています。今後も利用者数の増加に対応できるよう提供体制の確保に努めます。

### ■子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な養育・保護を行う事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日/年	12	12	12	12	12
②確保方策	人日/年	12	12	12	12	12
②-①	人日/年	0	0	0	0	0

#### 提供体制、確保方策の考え方

子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）については、保護者の就労状況や育児不安、精神的な疾病のための保護者支援としての利用に対応できるよう、提供体制の確保に努めます。

### ■地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談や情報提供、グループ活動、子育て講座の開催等により、地域における子育て支援を行う事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日/年	2,536	2,502	2,472	2,376	2,302
②確保方策	人日/年	2,536	2,502	2,472	2,376	2,302
②-①	人日/年	0	0	0	0	0

#### 提供体制、確保方策の考え方

地域子育て支援拠点事業については、町内すべての認定こども園において、子育て支援室を開設し実施しています。施設によって利用率に大きな差があるため、今後も多くの方に利用していただけるよう、事業内容の改善や体制の強化を行い、今後の量の見込みに対する提供体制を十分に確保していきます。

## ■一時預かり事業

### 【幼稚園型Ⅰ】

認定こども園において、一時的に保育が必要となったⅠ号認定児を対象に、通常の教育時間の前後や長期休業期間に保育を行う事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日/年	53	53	47	47	41
②確保方策	人日/年	53	53	47	47	41
②-①	人日/年	0	0	0	0	0

### 【一般型】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日/年	117	111	106	103	98
②確保方策	人日/年	117	111	106	103	98
②-①	人日/年	0	0	0	0	0

#### 提供体制、確保方策の考え方

一時預かり事業については、【幼稚園型Ⅰ】【一般型】ともに、町内すべての認定こども園において実施しています。利用者数は減少傾向にありますが、今後も多くの方に利用していただけるよう、事業内容の改善や体制の強化を行い、今後の量の見込みに対する提供体制を十分に確保していきます。

## ■病後児・体調不良児保育事業

病後児・体調不良児について、病院・認定こども園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
病後児	①量の見込み	人日/年	1	1	1	1	
	②確保方策	人日/年	1	1	1	1	
	②-①	人日/年	0	0	0	0	
体調不良児	①量の見込み	人日/年	54	52	50	48	46
	②確保方策	人日/年	54	52	50	48	46
	②-①	人日/年	0	0	0	0	0

#### 提供体制、確保方策の考え方

病後児・体調不良児保育事業については、病後児対応型を町内2か所、体調不良児対応型をとりやの子ども園で実施しています。今後も広報等による周知に力を入れ、利用を促すとともに体制の強化を図り、提供体制の確保に努めます。

## ■ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育ての保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日/年	2	2	2	2	2
②確保方策	人日/年	2	2	2	2	2
②-①	人日/年	0	0	0	0	0

### 提供体制、確保方策の考え方

ファミリー・サポート・センター事業については、引き続き広報・周知を行い、協力会員の確保に努めます。

## ■妊婦健康診査事業

妊婦が医療機関等で受診した健康診査について、所定の金額を公費負担する事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日/年	815	778	753	729	704
②確保方策	人日/年	815	778	753	729	704
②-①	人日/年	0	0	0	0	0

### 提供体制、確保方策の考え方

妊婦健康診査事業については、初回から14回目まで各医療機関において無料で実施しています。また、15回目以降の妊婦健診費用の助成及び妊婦歯科健診の費用助成等、受診しやすい体制整備を行っており、今後も継続していきます。

## ■乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言、子育て支援に関する情報提供、養育についての相談等を行うことにより、乳児の健全な育成環境の確保を図る事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	76	73	70	68	65
②確保方策	人	76	73	70	68	65
②-①	人	0	0	0	0	0

### 提供体制、確保方策の考え方

乳児家庭全戸訪問事業については、保健師等が乳児のいるすべての家庭に訪問しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保できている状況です。

## ■養育支援訪問事業

家庭における安定した養育ができるよう、養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、児童の適切な養育の推進を図る事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人/年	5	5	5	5	5
②確保方策	人/年	5	5	5	5	5
②-①	人/年	0	0	0	0	0

### 提供体制、確保方策の考え方

養育支援訪問事業については、支援が必要な家庭に対し事業を実施していくとともに、今後の量の見込みに対する提供体制を十分に確保していきます。

## ■利用者支援事業

こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報の提供を行うとともに、子育ての相談・助言を行い、必要に応じて関係機関との連携調整等を実施する事業です。

### 【こども家庭センター型】

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	か所	1	1	1	1	1
②確保方策	か所	1	1	1	1	1

### 【妊婦等包括相談支援事業型】

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①量の見込み	妊娠届出数	回	77	75	72	69	67
	1組あたり面談回数	回	3	3	3	3	3
	面談実施回数	回	231	225	216	207	201
②確保方策	妊娠届出数	回	77	75	72	69	67
	1組あたり面談回数	回	3	3	3	3	3
	面談実施回数	回	231	225	216	207	201

### 提供体制、確保方策の考え方

利用者支援事業については、令和6年度よりこども家庭センター型を実施しています。妊婦等包括相談支援事業型は、各年の妊婦数1組あたり3回の面談を実施することを想定して、量の見込みを設定しています。今後も関係機関と連携しながら、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援を行います。

## ■産後ケア事業

出産後1年未満の母子に対し、心身の安定及び育児不安の解消を図るため、心身の状態に応じた保健指導や療養に伴う育児等に関する指導、相談、その他の援助を行う事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日/年	16	15	15	14	14
②確保方策	人日/年	16	15	15	14	14
②-①	人日/年	0	0	0	0	0

### 提供体制、確保方策の考え方

産後ケア事業については、支援が必要な母子に対し事業を実施していくとともに、今後の量の見込みに対する提供体制を十分に確保していきます。

## ■子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日/年	20	20	20	20	20
②確保方策	人日/年	20	20	20	20	20
②-①	人日/年	0	0	0	0	0

### 提供体制、確保方策の考え方

子育て世帯訪問支援事業については、支援が必要な利用者に対し事業を実施していくとともに、今後の量の見込みに対する提供体制を十分に確保していきます。

## ■実費徴収に係る補足給付を行う事業

こどもが幼児教育・保育を受けた場合において、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用や給食費（副食材料費）等について、その一部を助成する事業です。

### 提供体制、確保方策の考え方

国の状況をみながら、必要に応じて適切に対応していきます。

## ■多様な事業者の参入促進・能力活用事業

市町村が、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

### 提供体制、確保方策の考え方

#### ① 新規参入施設等への巡回支援

市町村が、教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者に対して、事業経験のある者を活用して、巡回支援等を行うために、必要な費用の一部を補助する事業です。必要に応じて事業実施について検討していきます。

#### ② 認定こども園特別支援教育・保育経費

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。必要に応じて事業実施について検討していきます。

## 4 学校教育・保育の一体的な提供と体制の確保

子ども・子育て支援新制度では、保護者の就労状況等に関わらず、そのニーズや選択に応じた多様で総合的な子育て支援を進めることを目指しています。

幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置づけられ、国では、認定こども園の認可・認定の手続きの簡素化等により、新たな設置や移行をしやすいするなど、普及のための施策を打ち出しています。

本町のすべての公立保育園は、令和7年度より認定こども園に移行しました。質の高い教育・保育を提供するため、保育士を対象とした研修等の受講の奨励や保育士同士の学びの共有を図ります。また、幼児教育・保育の理解を深めるとともに、実践につなげていきます。

さらに「放課後児童対策パッケージ」において、小学生児童の学校教育と保育の一体的提供として、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施や小学校の空き教室の活用が求められています。本町では、放課後児童クラブが児童の安全・安心な居場所となるよう、小学校との情報共有や支援員の確保等を通じて、受け入れ体制の充実に努めます。

## 5 子育てのための施設利用給付の円滑の実施の確保

「子育てのための施設等利用給付」は、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園（従来制度幼稚園）や幼稚園・認定こども園の預かり保育事業、認可外保育施設等の利用費を無償化する制度です。

この給付については、特定子ども・子育て支援施設等の運用に支障がないよう必要な様式や給付方法について定めます。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、認可外保育施設の監査状況等の情報提供を県に依頼するなど、県と連携して実施します。

## 第6章 計画の推進について

# 1 計画の推進体制

## (1) 推進体制の確立

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、認定こども園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

## (2) 情報提供・周知

本町ではこれまで、子育て支援に関する情報及び利用方法等を広報や町のホームページを活用して公開し、住民に対する広報・周知の充実に努めてきました。本計画の策定にあたっては、町のホームページ及び役場の窓口でパブリックコメントを募集するなど、広く住民の意見収集を図りました。

今後も、本計画の進捗状況や町内の多様な施設・サービス等の情報を広報媒体やインターネット、パンフレット等の作成・配布等を通じて、住民への周知・啓発に努めます。

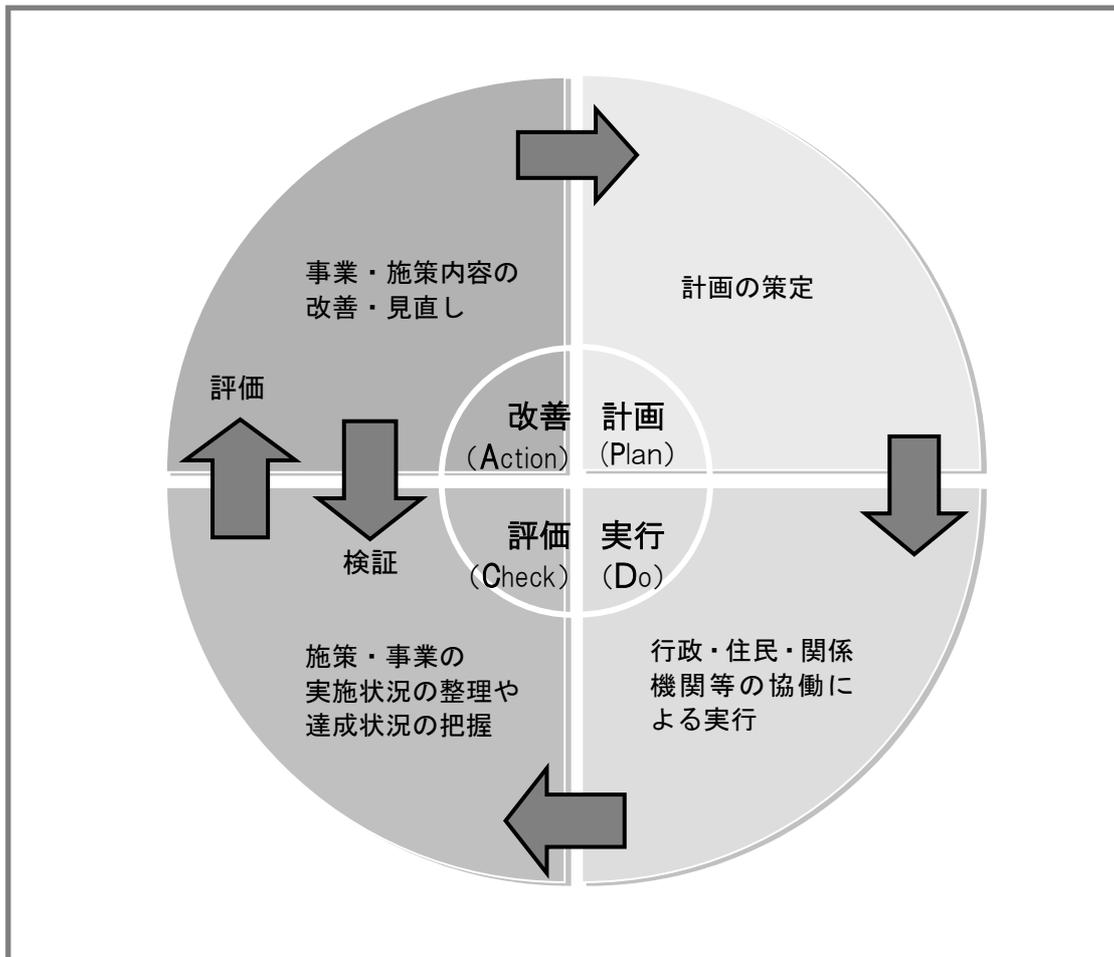
## (3) 広域調整や県との連携

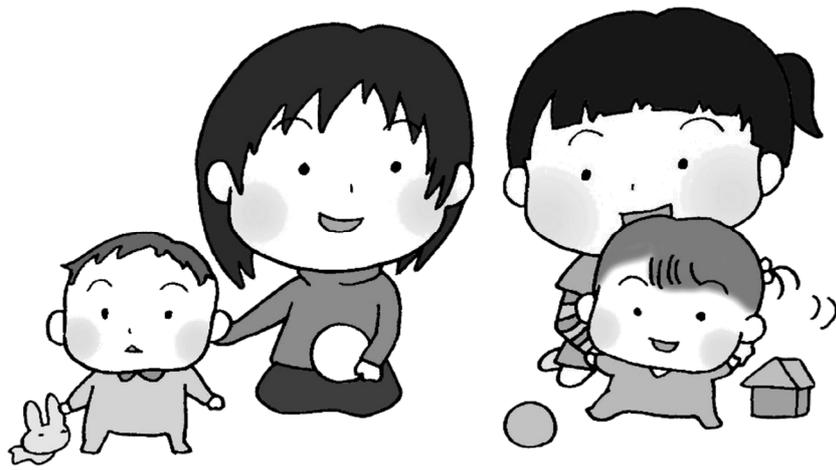
子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、こどもや保護者のニーズに応じて、認定こども園等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。その中で、保育の広域利用、障がいのあるこどもへの対応等、町の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺の自治体や県と連携・調整を図り、今後もすべてのこどもや保護者が安心して暮らせるよう努めていきます。

## 2 計画の進行管理

本計画の実現や進捗状況の管理・評価については、計画を立て（Plan）、実行し（Do）、その進捗状況を定期的に把握し点検・評価した上で（Check）、その後の取組を改善する（Action）、一連のPDCAサイクルを構築することにより、年度ごとに検証を行います。

### ■計画の進行管理（PDCAサイクル）イメージ





## 資料編

## (1) 第2期計画期間の実績

第2期計画で設定した目標事業量に対する達成状況は以下のとおりです。

### ① 教育・保育

#### ■教育【1号認定(3～5歳)】

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	人	7	7	7	7	7
	確保方策	人	11	11	11	11	11
実績		人	5	8	7	10	

教育【1号認定(3～5歳)】での受け入れについて、令和3年度、令和5年度は量の見込みをやや上回る結果となりました。

#### ■保育【2号認定(3～5歳)】

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	人	351	330	326	323	317
	確保方策	人	455	455	455	455	455
実績		人	369	359	337	317	

保育【2号認定(3～5歳)】での受け入れについて、令和5年度のみ量の見込みをやや下回りましたが、それ以外の年度においては量の見込みを上回る結果となりました。

#### ■保育【3号認定(1・2歳児)】

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	人	204	198	195	190	184
	確保方策	人	271	271	271	271	271
実績		人	200	191	203	176	

保育【3号認定(1・2歳児)】での受け入れについて、令和4年度のみ量の見込みをやや上回りましたが、それ以外の年度においては量の見込みを下回る結果となりました。

#### ■保育【3号認定(0歳児)】

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	人	92	90	87	85	81
	確保方策	人	114	114	114	114	114
実績		人	85	92	73	80	

保育【3号認定(0歳児)】での受け入れについて、令和3年度のみ量の見込みをやや上回りましたが、それ以外の年度においては量の見込みを下回る結果となりました。

## ② 地域子ども・子育て支援事業

### ■延長保育事業

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	人日/年	6,163	5,899	5,771	5,720	5,549
	確保方策	人日/年	6,163	5,899	5,771	5,720	5,549
実績		人日/年	4,110	5,231	4,109	3,365	

延長保育事業での受け入れについて、量の見込みを下回る結果となりました。

### ■放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	人	302	297	285	272	258
	確保方策	人	330	330	330	330	330
実績		人	300	287	275	294	

放課後児童健全育成事業での受け入れについて、令和4年度までは量の見込みをやや下回りましたが、令和5年度は量の見込みを上回る結果となりました。

### ■子育て短期支援事業(ショートステイ)

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	人日/年	23	22	21	21	20
	確保方策	人日/年	23	22	21	21	20
実績		人日/年	0	0	0	0	

子育て短期支援事業での受け入れについて、令和2年度以降利用がありませんでした。

### ■地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	人日/年	3,237	3,162	3,087	3,003	2,901
	確保方策	人日/年	3,237	3,162	3,087	3,003	2,901
実績		人日/年	1,947	1,433	1,704	2,857	

地域子育て支援拠点事業での受け入れについて、量の見込みを下回る結果となりました。

## ■一時預かり事業

### 【幼稚園型Ⅰ】

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	人日/年	39	36	36	36	35
	確保方策	人日/年	39	36	36	36	35
実績		人日/年	52	26	25	38	

一時預かり事業のうち【幼稚園型Ⅰ】での受け入れについて、令和2年度、令和5年度は量の見込みを上回る結果となりました。

### 【一般型】

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	人日/年	122	115	113	113	111
	確保方策	人日/年	122	115	113	113	111
実績		人日/年	58	65	121	129	

一時預かり事業のうち【一般型】での受け入れについて、令和3年度までは量の見込みを下回りましたが、令和4年度以降は量の見込みを上回る結果となりました。

## ■病児保育事業

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	病後児	量の見込み	人日/年	3	2	2	2
		確保方策	人日/年	3	2	2	2
	体調不良児	量の見込み	人日/年	142	136	133	132
		確保方策	人日/年	142	136	133	132
実績	病後児対応型	人日/年	0	0	1	0	
	体調不良児対応型	人日/年	26	23	285	89	

病児保育事業での受け入れについて、病後児対応型では量の見込みを下回る結果でしたが、体調不良児対応型では令和4年度に量の見込みを大幅に上回り、それ以外の年度では量の見込みを下回る結果となりました。

■ファミリー・サポート・センター事業

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	人日/年	2	2	2	2	2
	確保方策	人日/年	2	2	2	2	2
実績		人日/年	0	4	5	1	

ファミリー・サポート・センター事業での受け入れについて、令和3年度、令和4年度は量の見込みを上回る結果となりました。

■妊婦健康診査事業

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	人日/年	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
	確保方策	人日/年	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
実績		人日/年	1,128	907	953	705	

妊婦健康診査事業は、令和3年度以降量の見込みを下回る結果となりました。

■乳児家庭全戸訪問事業

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	人/年	90	90	90	90	90
	確保方策	人/年	90	90	90	90	90
実績		人/年	97	98	80	71	

乳児家庭全戸訪問事業は、令和4年度以降量の見込みを下回る結果となりました。

■養育支援訪問事業

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	人/年	20	20	20	20	20
	確保方策	人/年	20	20	20	20	20
実績		人/年	25	12	15	11	

養育支援訪問事業は、令和3年度以降量の見込みを下回る結果となりました。

■利用者支援事業

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	か所	1	1	1	1	1
	確保方策	か所	1	1	1	1	1
実績	母子保健型	か所	1	1	1	1	0
	こども家庭センター型	か所	0	0	0	0	1

利用者支援事業は、令和6年度よりこども家庭センターで実施しています。

## (2) 計画の策定経過

開催日	内容
令和6年11月21日	令和6年度 第1回中能登町子ども・子育て会議 (1) 子どもを取り巻く現状等について (2) 第3期中能登町子ども・子育て支援事業計画策定の概要について (3) 子ども・子育てWEBアンケートについて
令和6年12月23日～ 令和7年1月8日	子ども・子育てWEBアンケートの実施
令和7年1月30日	令和6年度 第2回中能登町子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育てWEBアンケートの結果について (2) 第3期中能登町子ども・子育て支援事業計画(骨子案)について
令和7年3月24日	令和6年度 第3回中能登町子ども・子育て会議 (1) 第3期中能登町子ども・子育て支援事業計画(案)について
令和7年3月28日～ 4月11日	パブリックコメントの実施
令和7年4月17日	中能登町子ども・子育て会議から町長への答申

### (3) 中能登町子ども・子育て会議条例等

○中能登町子ども・子育て会議条例

平成25年9月18日

条例第22号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、中能登町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 法第72条第1項各号に規定する事務を処理する。

(2) 前号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、子どもの保護者(法第6条第1項に規定する子どもの保護者(同条第2項に規定する保護者をいう。))、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援を言う。以下この項において同じ。)に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、その他町長が適当と認める者のうちから、町長が任命する。

(委員の任期)

第4条 子ども・子育て会議の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会)

第6条 子ども・子育て会議は、専門的事項を分掌させる必要があると認めるときは、分科会を設置することができる。

2 分科会の委員は、第3条に規定する委員のうちから会長が指名する。

3 分科会に分科会長を置き、分科会の委員の互選によりこれを定める。

4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、分科会の決議をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 会長は、子ども・子育て会議の議長となり、議事を整理する。

3 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同決のときは、議長の決するところによる。

5 前各項の規定は、分科会の会議について準用する。この場合において、第1項及び第2項中「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

(意見聴衆等)

第8条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、健康保険課において処理する。

(会議の運営)

第10条 この条例に定めるもののほか、議事の手続きその他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 最初招集される会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則 (令和2年12月18日条例第31号)

この条例は、令和3年2月1日から施行する。

附 則 (令和5年9月20日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

(開催の通知)

第1条 会長は、中能登町子ども・子育て会議（以下、「会議」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ、招集日時、招集場所、会議の議題及び会議資料を委員に通知するものとする。

2 前項に規定する通知は、招集日の1週間前を目途に通知するものとする。

(委員の代理出席)

第2条 会長は、子ども・子育て会議条例第3条第2項の規定による委員が会議に出席できないときは、あらかじめ申し出た場合に限り代理出席を認めるものとする。

2 前項の規定に基づき、代理出席した者は、議長が求めた場合に限り発言することができるものとし、また、採決には参加できないものとする。

3 代理出席した者は、報酬を支給しない。

(会議の公開)

第3条 会議は、公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

(議事録)

第4条 議事録における議は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席した委員の氏名

(3) 議事となった事項

2 議事録及び配布資料は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事録要旨を作成し、これを公開とするものとする。

(会議の秩序維持)

第5条 会長は、会議における秩序維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、健康保険課において処理する。

(その他事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月10日から施行する。

## (4) 中能登町子ども・子育て会議 委員名簿

任期 令和6年11月21日～令和8年11月20日（2年間）

No.	区分	氏名	所属	役職等
1	子どもの保護者	宮本 すみれ	町PTA連合会	副会長
2		桶井 智恵	町立つくし保育園保護者会	会長
3		千葉 愛	私立とりやのの子ども園保護者会	会長
4	事業主代表	◎屋敷 保子	鹿島興亜電工株式会社	取締役
5	労働者代表	土本 稔 (～R7 2.12)	町青壮年協議会	会長
		山田 義嗣 (R7 2.13～)		
6	子ども・子育て支援 事業従事者	輪違 好美	町立こすもす保育園	園長
7		丹後 恵子	ろくせい児童館	児童厚生員
8	子ども・子育て支援 学識経験者	高野 渡	民生委員児童委員	主任児童委員
9	その他町長が適当 と認める者	○久保 広美	母子保健推進協議会	会長

◎会長、○会長職務代理者

## (5) 用語解説

用 語	解 説
あ行	
育児休業	<p>労働者は、対象となるこどもが1歳（一定の条件を満たす場合は、1歳6か月）に達するまでの間で、申出によりこどもを養育するための休業を取得することができ、事業主は、このことを理由に解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止されている。また、育児休業のほかに、一定の要件を満たした中で、働きながらこどもの養育ができる制度として、時間外労働や深夜業の制限（小学校就学前のこどもの養育を行う場合）の制度、勤務時間の短縮等（3歳未満のこどもの養育を行う場合）の措置がある。</p>
一時預かり （一般型）	<p>認定こども園、小規模保育事業所または認可外保育所で保護者の病気、監護、冠婚葬祭、育児疲れの解消等により、緊急的・一時的に家庭での保育が困難となった未就園児等を一時的に預かる事業のこと。</p>
一時預かり （幼稚園型Ⅰ）	<p>幼稚園または認定こども園（Ⅰ号認定）に就園する園児に対し、保護者の急な用事等で家庭での保育が困難となった園児を一時的に預かる事業のこと。</p>
医療的ケア児	<p>日常生活及び社会的生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童のこと。</p>
か行	
核家族化	<p>親族世帯の中で、夫婦のみの世帯、夫婦とこどもからなる世帯、男親とこどもからなる世帯、女親とこどもからなる世帯のことを核家族といい、そういった世帯が増加していること。</p>
家庭教育	<p>保護者等がこどもに対して行う教育のことで、すべての教育の出発点となるもの。</p> <p>乳幼児期からの親子の愛情による絆で結ばれた家族とのふれあいを通じて、基本的な生活習慣や倫理観、自立心や自制心、社会的なマナー等を身につける上で重要な役割を担うもので、人生を自ら切り拓く「生きる力」の基礎を築くために必要とされている。</p>
教育・保育施設	<p>子ども・子育て支援法第7条によると、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第一項に規定する保育所をいう。」とされている。</p>

用 語	解 説
子育て支援センター	子育て支援に関する総合的なサービスを提供する施設。一時預かり、休日保育、育児相談、児童や母親同士の遊びや交流、育児サークル支援等を行う。
こども家庭センター	妊産婦、こども、子育て世帯に対し、母子保健と児童福祉の両面から包括的で一体的な相談支援を行う機関のこと。その他、支援が必要な家庭に対し、サービス利用に係る調整等を行う。
こども基本法	こども政策の総合的な推進に向けて、こども施策の基本理念等を示した法律のこと。
子ども・子育て支援	すべてのこどもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体または、地域における子育て支援を行う者が、こども及びこどもの保護者に対して実施する支援のこと。
子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する。
こども大綱	こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めたもの。令和5年12月22日、こども基本法に基づき閣議決定された。
コミュニティ・スクール	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、「学校運営協議会」を設置している学校のこと。保護者や地域住民等が学校運営に参画し、よりよい学校づくりをしていくことを目的としている。
さ行	
児童委員 (民生委員児童委員)	<p>民生委員法に基づき厚生労働大臣に委嘱され、地域住民に対する見守りや生活課題に関する様々な相談等、行政や関係団体と協力しながら支援を行う人。</p> <p>なお、民生委員は児童福祉法第16条第2項の規定により児童委員も兼ねており、特に主任児童委員は児童福祉に関することを専門に担当している。</p>
児童館	児童福祉法第40条に基づく児童福祉施設である児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。児童の遊びを指導する者（児童厚生員）が配置されている。
児童虐待	身体的虐待や心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待等、こどもの健全な育成を妨げること。虐待を疑いや発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。

用語	解説
児童養護施設	保護者のいない児童や虐待を受けた児童等を入所させ、養護するとともに、退所者に対する相談その他自立のための援助を行う施設のこと。
住民基本台帳	市町村において、氏名・生年月日・性別・住所等が記載された住民票を編成したもので、住民の居住関係の交渉、選挙人名簿への登録その他の住民に関する事務処理の基礎となる公簿のこと。
少子化	こどもの出生数の減少や出生率の低下が進行する状態のこと。高齢化や将来の人口減少の原因となる社会問題として、近年クローズアップされている。
食育	現在をいきいきと生き、かつ生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本としての食を営む力を育てるとともに、それを支援する環境づくりを進める取組。
スクールカウンセラー	学校等の教育機関において心理相談業務に従事する、臨床心理士や精神科医、心理学系の大学の常勤教員等、臨床心理に関して、高度に専門的な知識・経験を有する者のこと。
スクールソーシャルワーカー	問題を抱えた児童生徒に対し、児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていく福祉の専門家のこと。
総合計画	本町の長期的なまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、まちづくりの基本方向と、事業・施策を総合的・体系的に示した町の最も基本的な計画。「第2次中能登町総合計画」の計画期間は平成28年度から令和7年度までの10年間。
た行	
待機児童	認定こども園等への入所条件を満たし、入所申請をしているにも関わらず、入所できない状態にある児童のこと。
男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、この結果、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、ともに責任を担うことを意味する。
な行	
認定こども園	保育園及び幼稚園等における小学校就学前のこどもに対する保育及び教育並びに、保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、「保護者が働いている・いないに関わらずすべてのこどもが利用できる」「0～5歳の年齢の違うこども同士がともに育つ」「地域の子育て家庭を対して、子育て相談等の子育て支援を行う」等の機能を持つ。都道府県知事が条例に基づき認定する。

用語	解説
は行	
バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差を取り除くこと。広くは、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。
ファミリー・サポート・センター	こどもの送迎や預かり等、子育ての「援助を受けたい人（依頼会員）」と「援助を行いたい人（提供会員）」が会員となり、地域で相互援助活動（有償）を行う事業のこと。市区町村が設置し、市区町村または市区町村の委託を受けた法人が運営する。
不登校	心理的、情緒的、身体的または社会的要因等により、登校しない、またはしたくてもできない状態。文部科学省の調査では、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気または経済的な理由による者を除いたものを「不登校児童生徒」と定義している。
プレコンセプションケア	男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うよう促すこと。
放課後子ども教室	こどもたちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として、学習や体験・交流活動等を行う事業のこと。
ポータージプログラム	応用行動分析を用いた親・家族中心の個別プログラムで、こどもの発達に応じたアプローチをする指導のこと。
ま行	
マイ保育園登録事業	身近な保育園を相談相手として登録し、妊娠や出産・子育ての不安を解消する事業。
や行	
ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のこと。
要保護児童対策地域協議会	虐待等が原因で、保護者に監護させるのが不相当と認められる者、養育を支援することが特に必要な者、出産前から特に支援が必要な妊婦を対象に、適切な保護のための情報交換、支援内容に関する協議を行う。
わ行	
ワーク・ライフ・バランス	国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを言う。



第3期中能登町子ども・子育て支援事業計画

令和7年4月

発行：中能登町

編集：中能登町 健康保険課

〒929-1692

石川県鹿島郡中能登町能登部下91部23番地

TEL：0767-72-3134

FAX：0767-72-3141